

象徴天皇制とその慈惠的性格について

遠藤興一

- 一 はじめに
戦後における天皇制慈惠主義
継承された仁慈のイデオロギー
世論から見た尊敬・感動のパトス
- 二 象徴天皇制の成立基盤
慈惠活動の基本的性格
内廷費の決定と運用のプロセス
公私分離の原則をめぐって
- 三 天皇制慈惠を担う人びと
昭和天皇・皇后の場合
高松宮宣仁の場合
三笠宮崇仁の場合
皇太子明仁・美智子妃の場合
平成天皇・皇后の場合
皇太子徳仁・雅子妃の場合、その他
むすびにかえて

象徴天皇制とその慈惠的性格について

はじめに

戦前における天皇制慈惠主義の基本的な性格については、既に論文としてまとめたことがある（拙著『天皇制慈惠主義の成立』、学文社、二〇一〇年）ので、本稿は時期を戦後に移し、今日に至る六〇余年間の戦後天皇制と社会福祉の関わりを、その基本的な性格、特徴といった側面からまとめてみたい。まず第一に、「仁慈」、「慈恵」というコンセプト、あるいはその思想類型は民主主義が世間に行き渡った戦後史の政治過程では払拭され、もはや消え去った、つまり過去のものかといえば、実態は決してそうはなっていないことにまず注目する必要がある。あるいは戦前に制度化された天皇制慈惠主義自体が、敗戦とともに否定され、こちらも廃棄されたのかといえば、事実はそのようでなく、戦前の形式を一部踏襲しながら、新たな戦後社会との間で適応を図ってきた政治動向に実態を見ることができる。例えば、紀元節下賜金（二月一日）は昭和天皇誕生日（四月二九日）にあわせて実施、その頒賜する日時を変えただけで、従前どおりに継続した。一方、GHQから強力な指導、要請があったため、財源となる皇室財産の大部分は国庫に納税ないし収納されたから、その財源に関しては別途新たな方策を捜さなければならぬという事態は生じたものの、内帑金（内廷費）の独自の裁量支出は、宮内府・庁の権限として従前どおりに引き継がれた。加えて、戦前は民間立の福祉施設が慈恵対象とされたが、戦後はここに国公立施設も加えるようになった。その先駆となったのは国立ハンセン病療養所に皇族がしばしば視察に訪れ、公立の施設数も急速に増加したことにあわせて、かつての恩賜財団のような官民一体的性格を持つ施設が戦後も社会福祉法人として存続、活動し続けたことにある。さらに、戦後は慈恵の具体的な方策が戦前以上にシステム化、スケジュー

ル化する傾向を見せ、そのための必要な準則が用意されるようになった。その準則はやがて細かなマニュアルとなって実施場面を逐次構成する要件となった。また、戦前における天皇帝慈恵は内務・厚生行政の施策的不充全さを補充し、かつ代替する役割をもって行なわれたが、戦後はそうした政策上の役割羈絆からも解放されて自主的に実行に移した。

さて、改めてこの天皇帝の性格規定を試みようとするれば、それは法律、政治、経済、社会、さらには文化一般にまで拡げてみないと正確な全体像は定め難い。憲法は現実の政治や権力行使にとって、規範を提供することを通じて、現実の政治行動を正当化するための法律解釈を提供するものである。とりわけ思想的、理念的な性格の濃い問題については、現実場面、事案において様々な相剋、葛藤状況を生み出すことが普通にみられた。そうしたもののひとつに政治的権威と権力の関係をめぐる議論がある。憲法第一条は天皇を日本国の象徴と位置づけ、国民統合を具体的な姿、形で指し示した条文である。これを戦前の帝国憲法と比べるなら、戦後憲法は天皇の権力条項を全て削除し、消滅したとされるが、では権威条項はどうなったであろうか。こちらははつきりと消滅したとは言い難く、その点上野千鶴子によれば、今日といえども「天皇は日本社会における権威の中心にいる。勲章も、位階も、天皇からの距離をあらわしている」^①といわれる。いうまでもなく、戦前の帝国憲法は体裁こそ近代国家を確立した、西欧的政治原理に基づいて作られたものとされるが、一歩その内容に立ち入ってみると、「法律による行政の拘束といった近代的行政原理以前の制度構造」^②を様ざまに担保して近代的に機能している事実を見ることが出来る。概して政治権力はこの天皇の権威によって定礎されているといつてよい。GHQとの交渉過程において、日本政府は天皇帝の存続を図るため、それまでの政治的権力者であることを否定し、代って非

政治的な君徳を体現する道徳的天皇としてその権威づけを図ろうとした。その結果、国民との関係は権力と恭順の関係ではなく、敬愛と信頼によって成り立つものであると説明されるようになった。

南博の戦後調査によれば、その結果「天皇のタブー視は緩和されたが、天皇に対する何となく恐れ多いという意識は全然変わらないことが民衆の心理様式として指摘されている」⁽³⁾。つまり、「天皇の神性およびそれに対する信仰の破碎は、天皇制一般に対する国民の意識を直ちに変革するものではなかった」ことと同様、やがて時間の経過とともに、人びとの心理、心情において「公権力から強制された天皇崇拜の不自然さが除去されたため、より合理的なレヴェルでの天皇制支持が可能となる」⁽⁴⁾ための精神的素地を形成した。このように、いったんは消滅したかに見えた天皇の「権威」は戦後まもなく、新たな権威を伴う敬愛と信頼の関係を築いた。もともと、これは「民主化とともに、『無害な』天皇制を歓迎する」国民の大多数にとっても、「理論的には完全に融和しえない筈の原理をかかえこんだ」⁽⁵⁾ことを意味したが、本来単純ではない「このパロックスは、日本国民によってかなり自然に受け入れられた」⁽⁶⁾とみてよい。天皇に対する道徳的敬愛は、年月の経過とともに曖昧化、通俗化、スター化し、総じて心理的なあこがれの対象となった。それも形を変えて「天皇信仰」の通俗版と呼ぶことができるものになった。こうして確立した新たな紐帯は、例えば天皇が戦後まもなくの巡幸において被災者、遺族に示した「慰め」、「励まし」、「思いやり」の態度や言葉使い、そこに反応する人びとの応答、姿勢から窺い知ることができ⁽⁷⁾る。この関係はあくまでも国民と天皇の間でのみ成立するものであり、国際的な拡がりや、普遍的な理念形成を導き出すものとはならなかった。つまり国内に限定し、国民の内側に向き合った民族どうしの関係である。

天皇は日本人の自己完結性の象徴です。その自己完結性は鎖国性ということと同じですが、それが天皇信仰をつくったともいえますし、またこの鎖国性を天皇信仰が保つ役割を果している⁽⁸⁾。

やがて、人びとの「あこがれ」をベースにした敬愛心理は、天皇個人に対してばかりでなく、皇族全体に及んでいく。とりわけ右翼、保守陣営はこうした「あこがれ」をとり上げて、それは「絶大なる国民大衆の関心をひきつける心理的な力である。これが国および国民統合の象徴としての天皇制を支えている」⁽⁹⁾ 基盤であると評価した。「絶大なる」関心という表現はいかにも誇張した言いまわしであるが、こうした解釈を可能とする精神的環境^{エト}が世間に広く存在していることは認めなければならない。いつしか人びとの日常感覚、生活感情のなかにこうした天皇観が入り込み、やがてそれは定着していくのである。この問題を、憲法学説と照らし合わせるなら、最も有力な説であるとされる宮沢俊義の「象徴」規定では、統治、政治に一切関わらないこと、天皇の行為は常に最少限に抑えるか、消極的なものにとどめておかなければならないという。しかし実際は「国家の象徴であるという、内容不明の文言を打出の小槌みたいに振り廻すことによって、支配体制が天皇にかこつけている」と思うことができる⁽¹⁰⁾。ように解釈したという。天皇の政治的機能は条文解釈から、これをいったん認めてしまうと、以後は歯止めがきかないことにもなり得る。しかも前述したように、国民の側には「内なる天皇制」が深く浸透、定着しており、それは「したたかな強さを持つて生き残っていることを、それは示すものであった」⁽¹¹⁾。そのあとに登場するのは「制度」となった天皇制問題であるが、こちらは法制度の具体的な実施過程に組み込まれていく。よく知られた例でいえば、昭和天皇の大嘗祭、大葬の礼が新たな制度化を促した。あるいは靖

国神社の国家護持をめざし、皇室の宗教行事を国事化する問題も、いったん制度化してしまえば、「権力者の意図しているところは、天皇の宗教性を民衆に認知させた上で、それを民衆の意識操作の格好のイデオロギーとして、さまざまな形で活用していく」¹²⁾可能性と危険性を孕む。国民の側から見たこうした動きについて、松下圭一はかつて大衆天皇制と表現したことがある。巡幸をはじめ、いたるところで「一般大衆と天皇が親しく交歓する」¹³⁾ことによって、畏怖の対象であった天皇像が大きく様変わり、その「雰囲気の変化は、憲法上の天皇の地位の変化以上に重要」¹⁴⁾な影響を人びとの心理にもたらした。

日本における大衆天皇制の条件は、敗戦による天皇神格の否定と新憲法の成立、ならびに旧天皇制の権力、思想機構によって抑圧されていた大衆社会状況の急激な露呈である。¹⁵⁾

かくして、憲法論議から始まった戦後天皇制の性格規定は儀礼的な伝統慣習、あるいは如上の文化規範をとり込み、やがて政治、制度化の傾向を著しく強めて今日に至っている。その結果、もはや少数者の他人事ではなくなった「内なる天皇制」は、新たな問題状況を生み、かつこれと正面から対峙しなければならない政治状況が生まれた。我われはかつて、松下が次の様に語ったことを思い起す。

絶対天皇制のもとでは、天皇はそれ自身政治的権威をもち、あらゆる政治は天皇の名のもとにおこなわれていた。権力の正統性は天皇にあったのである。これにたいして、大衆天皇制においては、大衆デモクラシー

を前提として、権力の正統性は『大衆』から導きだされる。正統性原理の逆転がそこにある。¹⁶⁾

天皇制の大衆化が進むと、行政機構の側からも、象徴天皇制はそれまでの位置を変え、より、積極的に権力の正統性を保障しつつ、権威づけに向かう。それは端的に「権力行使の形態を正統化するためには、天皇の存在は好都合」¹⁷⁾だからである。結果として、戦後政治史は保守的な政治的支配層やイデオログによる、天皇の権威強化を意図とする運用システムを促進し、そのためのイデオロギー操作、宣伝においては論理的に「きわめて錯綜した姿をあらわしている」¹⁸⁾。このように考えるなら、わが国の戦後は憲法体制の一新という事実を含みながらも、社会、文化の趨勢は戦前との間に、断絶性より連続性に重点を置いた体制移行として見たほうがよいと結論せざるを得ない。ちなみに昭和五〇年九月二二日、訪米を前にして昭和天皇は外国人特派員団との会見に臨み、次の様な発言を行なっている。

戦争の終結以来、いろいろな人びとがいくつもの意見を述べたことを承知しています。しかし、広い視点から見るならば、戦前と戦後の価値観に変化があるとは思っていません。

この発言はかつて「伝統的、内発的価値の連続と非連続に関わる共通の課題である」と指摘した武田清子の戦後天皇制に関わる指摘を裏書きするものであり、またジョン・ダワーが「象徴天皇制とは、天皇の地位があいかわらず日本国における家父長的権威の最高の紋章でありつづけることを意味した」²⁰⁾と概括する指摘とも通底する

思想動向にあたる。

註

- (1) 上野千鶴子「天皇制と伝統文化」、『朝日新聞』、二〇〇五年八月一七日付。
- (2) 山口二郎「日本官僚制と天皇制」、『思想』、一九九〇年十一月、一八七頁。
- (3) 南博「天皇制の心理的地盤」、『思想』、一九五二年六月、六二頁。
- (4) 小林直樹「象徴天皇制の法意識」、『思想』、一九六〇年一〇月、九六頁。
- (5) 小林直樹、前掲書、九五頁。
- (6) 同書、九五頁。
- (7) 瀬畑源「昭和天皇『戦後巡幸』における天皇報道の論理」、『同時代史研究』、第三号、二〇一〇年十二月、五九頁。
- (8) 鶴見俊輔「戦後日本史の大衆文化史」、岩波書店、一九八四年、二〇五頁。
- (9) 葦津珍彦「国民統合の象徴」、『思想の科学』、一九六二年四月、五九頁。
- (10) 奥平康弘「日本国憲法と『内なる天皇制』」、『世界』、一九八九年一月、一二四頁。
- (11) 奥平康弘、前掲書、一一四頁。
- (12) 佐治孝典「天皇の宗教性を考える」、『福音と世界』、一九九〇年五月、三六頁。
- (13) 松下圭一「大衆天皇制論」、『中央公論』、一九五九年四月、三六頁。笠原芳光も、「かつての皇室の威厳は失なわれたが、皇室は大衆の敬愛の対象となった。天皇の正統性の基礎が『皇祖皇宗』から『大衆的同意』へと変化した。こうして絶対天皇制から大衆天皇制に移行することによって、政治心理的には天皇制はより安定した」という(笠原芳光「戦後天皇制の変貌」、『思想の科学』、一九六六年一月、七頁)。
- (14) 松下圭一、前掲書、三二頁。

(15) 同書、三七頁。

(16) 同書、一二〇頁。

(17) 山口二郎「日本官僚制と天皇制」、『思想』、一九九〇年十一月、一九三頁。

(18) 角田猛之「神権天皇制と象徴天皇制における（制度的断絶性と意識的連続性）」、『関西大学法学論集』、第五六卷二・三号、二〇〇六年十一月、三五九頁。

(19) 武田清子『天皇観の相剋——一九四五年前後』、岩波書店、一九七八年七月、三三六頁。これを近代史全体の流れに即していうと、「元来君主専制ではなくて、官僚専制を中核としていた天皇制は、官僚の温存、増殖があるかぎり、天皇の地位の變化によって革命的変革をこうむることなく、支配の実質的機構においては、いぜんとして戦前とのつよい連続性を維持している」（藤田省三『天皇制国家の支配原理』、未來社、一九六六年、一六八頁）。

(20) ジョン・ダワー（三浦陽一他訳）『敗北を抱きしめて』、下巻、岩波書店、二〇〇一年、四頁。

一 戦後における天皇制慈恵主義

継承された仁慈のイデオロギー

封建期における政治的な支配原理としての「仁政」は、明治維新以後、文明開化から近代化が進む過程においてやがて衰退し、思想としても否定的な対象になったかといえ、歴史はそうした方向に進んだわけではない。むしろ帝国日本における天皇制支配原理に取り込まれ、継承されたことが史実としてはそこに近いものがある。そもそも明治維新自体が『御一新』と『仁政』の天皇¹という捉え方をしている。「仁政」の意味内容がいかに

象徴天皇制とその慈恵的性格について

貧弱であろうと、あるいはその政治的本質が、本来的な福祉と結びつく契機を持ち得ないものであろうと、時とともに「仁政」はひとり歩きを始め、やがて実態化し、政策主体は必要に応じてこれを巧みに利用、育成した。例えば、賑恤は物質的な恵与だけでなく、「万民を陛下の赤子として愛撫し給ふ」精神こそがその本質であると述べたのは、戦前のわが国社会事業におけるなかば通説であるが、そこでは次の様な説明がほどこされている。

億兆裔して陛下の赤子として其所を得ざるものなきを期し給ふ大御心こそ万邦無比なる我皇謨の大本であつて我国社会事業は実に此御仁慈を奉體し其の徹底を期して画策実践するところに其真髓がある。⁽²⁾

井上清の天皇制批判が、この点に触れて、「飢饉や流行病のときに、二階から目葉ほどのほどこしをすることが、どうして特にじまんするほどの仁政であらう⁽³⁾」と嘆いたとしても、多くの国民はその「目葉ほどのほどこし」に感激し、かつその趣旨を積極的に受容した。封建期の名君政治が、儒教的徳目を体現する為政者によって担われ、「仁政」は「施与」と「撫育」を合わせ持ちながら、統治形態を形づくった。内村鑑三が明治以後、近代化していくわが国の精神風土に貢献したそれ以前の「代表的日本人」の一人に上杉鷹山を加えたことなども、「仁政」と近代西欧原理を支える「キリスト教」は、思想的に矛盾する関係にはなかったことを示している。ましてや大多数の国民にとつて、「此の撫育の精神に基く業こそ、天皇が祖先に継承する聖業であり、導民教化の基本をなしたものの如く解される⁽⁴⁾」とみたことはけだし当然である。撫育とは広く「慈しみ育てる、愛し、養うこと」(広辞苑)で、ここには人類が共通に抱く福祉観が意味され、それ自身天皇制に特化して結びつく根柢とは成り

難い。神権天皇制が持つ統治技術としての警察国家的暴力装置は、従順ならざる人びとの心を畏敬から恐怖へと導いたが、同時にその一方で、慈惠的統治技術は従順な人びとにとって、それははなはだ心地良い存在としての役割を担った。

天皇制には、暴力と同時に「仁慈」の反面がある。頭をなぐるだけでなく、なぐった頭を別の手でなでる。この仁慈の虚偽性にメスを入れるのでなければ、天皇制の本質はつかめない。⁵⁾

このような竹内好の天皇制批判と、例えば西谷啓治のような保守的思想家の天皇制擁護論を比べた場合、ともに天皇制政治は常に権力論と権威論から構成されてきたことが見てとれる。

政治権力を背景にもった形での権威に対する尊敬というものと、権力という背景のない天皇に対する結びつきの場合とは、同じ尊ぶといってもその気持にはどこか質的な違いがあるような感じがします。⁶⁾

「仁政」が慈惠的側面において具体化されると、やがてそれは制度となり、施与、恵与のシステムとして動きはじめると、庶民はそれを政治行為として受け止めるよりも、むしろ思想行為として捉える方向に向かう。そして、「原理をもっているものは、理性的な処理が可能である。しかしそれが天皇制的精神構造に包まれてしまふと、原理が融解して、無責任の体系に同質化される」。つまり仁政は、近代国家の統治原理からいえば、確か

にアモルフで無責任な政治体系と言えなくもない。そこで、この問題を別の角度から論じた後藤致人は、「象徴天皇制の持つフィクション性」について、注目すべきは「精神的な支えとしての面での皇室の役割である。これは社会的に弱い立場にある人々への励ましといった具体的な行為の場面や、人々の憧れや理想の体現者といった解釈の幅が広い内容の場合もある」といわれる。社会保障、社会福祉の国家（公的）責任、あるいは生存権保障を施策原理として見た場合、天皇制慈恵はそれを正面から否定する負の遺産となる。吉田久一が、戦後になって「社会事業価値は天皇制的家族的情緒性、形式的官僚行政に牽引され、社会事業が支配の体系の中に埋没してしまった」とみているのはこうした事実を指している。吉田にとって「仁慈のイデオロギー」は近代化の流れに逆らうものであり、プラスの福祉的な意味において検討するには値しない。しかし、大多数の国民の側に立った時、吉田が断絶面として、また負の遺産として眺めた事柄は、実は連続面として、また評価すべきこととして映るのである。

天皇は父のごとく「身近かな権威」とする感性で、民衆は戦前も支持したので、戦後への変化の中でも、それは連続しているし、天皇の「人間化」は戦後に補強されただけなのだから、「現人神」から「人間」へと断絶のみを強調する論理はおかしいと述べている。いかえれば「仁慈のイデオロギー」の連続性への着目である。⁹⁾

昭和五〇年一〇月二七日付朝日新聞は、「いまなお、日本人にとって『天皇』は、ただ『親しみ』や『敬愛』

だけで接しえられる存在ではない。どこか重々しく、気軽に近寄ってゆけない一種の『恐れ多さ』がある」という解説を載せた。戦後三〇年を経た時点で、天皇に畏敬を抱く国民がけだし少なくなかったことは、一面において驚くべきことである。つまり、象徴天皇制は「主権在民」、「平和」、「信頼」というコンセプトではとらえきれない一面を持ち続けている。鶴見俊輔によれば「降伏のときにも、また降伏のあとにおいても、それ以来現在に至るまで、日本人は天皇に対して親しみと敬意とをもってきました。そのことは事実としては疑うことができません。世論調査によって確かめることができます¹⁰⁾」という。しかし、その「敬愛」は遠慮と畏服をそのうちに含んだ概念であることは知っておいたほうがよい。よく知られた風景を眺めれば毎年春、秋二回行なわれる皇室主催の園遊会に招待される人びとの態度などもそうである。このことは皇室外交と並んで、叙勲式典、拜謁など「国民と直接かかわり合うところ」で、天皇が『名誉と栄光を与える源泉の機能』¹¹⁾を果していることにも通じ合い、敬愛には絶えず権威がついて廻るのである。ここに至る歴史的な経緯にしばらくこだわってみよう。まず戦後の天皇観に関して、繰り返しになるが国民の敬愛は必ずしも一義的ではなかったということ。当初は、「堂々たる『威武の天皇』から『渴いた仁慈』の天皇へのイメージの転換」¹²⁾が図られた。そして、その違いがはっきりと人びとの眼に焼きつくと、天皇の仁慈、慈恵はことさら肯定的に受け止める作用を促し、象徴天皇制と慈恵の違いを深く検討することもなく、人びとの心性に定着した。既に天皇制慈恵主義は明治期に確立し、戦前期において広く社会的な受容基盤¹³⁾を作り上げていたが、戦時下における「威武」をかたどる天皇像においても、この慈恵はそれを蔽って余りあるものがあつた。その威武が敗戦とともに一挙に取り払われた。結果、人びとは戦前と戦後を直接につなぐ「慈恵性」に注目することが容易となり、竹内好にとっては戦前の「天皇制には暴力と同時に『仁

「慈」の反面がある」と指摘すると同時に、戦前における仁慈のイデオロギーの強烈さが想い起される。「慈父」と「赤子」の間をつなぐイデオロギーとしての慈惠は、戦後の象徴天皇制に当然そのままの形で継承することはできない。そこで登場したのがフィクションとしての慈惠であり、それを新たに思想化したのが福祉イデオロギーの創設である。「この仁慈の虚偽性にメスを入れるのでなければ、天皇制の本質はつかめない¹⁴」と天野恵一は指摘している。ここでは自然な親子感情の復活があり、脱イデオロギー化の試みがなされた。「慈父が息子に對するような仕方では、いわゆる赤子といわれた臣民を温かく包摂する¹⁵」心理的な関係の再生が図られた。いわばマイ・ホーム主義の慈惠的裝飾化が図られ、ある者はここに「虚偽性」を見出し、ある者はここから戦後のあるべき家族の理想型を読み取ろうとした。それは「いわゆる民主化につれて、天皇個人を機会あるごとに、マスキュニケーションに乗せて、民衆との心理的距離を縮めることが試みられる¹⁶」動きとも重なり合った。戦前の慈惠は天皇との間に距離を置き、厳格な身分秩序を介在させ、菊の紋章のかなたから威光を投射する形をとったが、戦後になるとその距離は大きく縮まった。その点、「敗戦まで、天皇の威光を保つために取られた方法は、できるだけ天皇と民衆との社会的、心理的距離を遠くしておくこと¹⁷」に意味を持たせたが、戦後は逆に、できるだけ両者の距離を縮めることに意味を持たせた。さらに距離の問題に加えて、「場」の問題も大きく改編された。両者が出会う「場所」の新たな確保と拡充が図られたのである。天皇を基軸として国家統合を図る、つまり象徴天皇制の実態化を推進するためには、「天皇がなんらかの形で、国民と接点を持つ『場』がない限り、天皇が国民統合力を再生産しつづけることは困難であろう¹⁸」という指摘がここに相当する。ではその出会いの「場」とはどこであろうか。勿論、様々な形で、広くその「場」を設け、天皇、皇后は精力的に「お出まし」になった。

そのなかでも特に「慈恵」の実態化を促す主要な「場」となったのは、社会福祉である。天皇、皇后をはじめ皇室は一家を挙げて社会福祉との距離を縮め、出会いの場を拡げることが戦後天皇制にみられる顕著な特徴である。社会福祉とコミットするうえにおいて、最初に媒介的な「場」を提供したのは戦前から続く恩賜財団の母子愛育会、日本赤十字社、済生会といった半官半民団体が皇室とのパイプを拡げたこと、そしてその役割を演じたのは主として皇后であった。加納実紀代によれば、「いま『母なる天皇制』は『ポスト近代』の思想潮流とある種の共鳴現象を起しつつ、戦後世代のあいだにも一定の支持を得ているようにみえる」といわれ、ここに天皇中心から、天皇・皇后中心の慈恵主義が生まれる素地が形成された。香淳皇后は戦後まもなくから、「あやにしきとりかさねてもおもふかな。寒さおほはむ袖もなき身を」と詠み、救貧層に下賜の衣料頒与を行なっている。この傾向はその後一貫して続き、ために「象徴天皇制、天皇像の定着過程において、女性皇族が果たした役割は大きかった」²⁰。

世論から見た尊敬・感動のパトス

昭和三〇年代の皇室に関する最大のイベントは、いうまでもなく皇太子明仁と正田美智子の結婚という慶事である。朝日新聞（昭和三四年二月二六日）によると、全国世論調査の結果、ここから「皇室に対する国民の関心がかきたてられ」、両者の婚儀は「圧倒的に『よいことだ』と双手をあげて賛成」する者が国民のほとんど全てという世論を形成した。合わせて多くの国民は、これを「契機として、皇室がもっと民主化されること」を望んでいるという。昭和六一年四月、朝日新聞による世論調査は、天皇制の在り方については八四%が「今と同じ象

徴でよい」と答え、「半数以上が天皇に尊敬か、親しみかの、どちらかの気持」を持っている。尊敬に親しみが加わり、そして天皇個人に対する好感度を五五%の国民が表明した。NHKが経年的に行なう「日本人の意識」調査をみると、こちらは昭和五〇年の場合、天皇に「尊敬の念をもっている」者が三三%、「好感をもっている」者が二〇%、「特に何とも感じていない」者が四三%、「反感をもっている」者は二%で、反感と無関心層を合わせると全体の四五%を占め、天皇個人と天皇制としては、評価に隔たりのあることも分かる。また、昭和四四年三月、内閣広報室が実施した調査によると、同年NHKの実施した調査と比べて、「尊敬」が三三%でほぼ変わらないのに対し、「好感」は三三%から二〇%に減少、その一方で「無感情」は二九%から四三%に増えたという。この時期概して無感情、無関心層が増えている。次に昭和五八年九月、朝日新聞が発表した天皇制に関する調査によると、天皇制を支持する者は九割、「天皇制の将来についても、八割近くが『ずっと続く』と見ており」、この傾向は世代を超えて行きわたっている。二年後の昭和六〇年八月、NHKが行なった調査の解説によれば、「天皇に対する感情は、その人が人格形成期に、天皇についてどのような教育を受けたかによってほぼ規定されている状況」にある事実を明らかにし、この時世代間で天皇感情に相違のあることを示唆した。翌六一年三月、朝日新聞の世論調査の解説はそれまでと異なる分析方法を用い、「結果からみると、象徴天皇制の圧倒的な支持というのは、天皇個人への親愛感情とは別で、天皇制のあり方という次元の問題として冷静に考えている」層が多いという。ところが時代が昭和から平成に変わると、再度この様相に変化が現われる。平成元年二月、朝日新聞の調査によると、『「国際親善の担い手」が最多の三五%、以下国体や植樹祭、福祉など「国民的な催しへの出席」は一八%、『とくくない』は一七%、『国民の精神的なよりどころ』が一六%』であるという。平成三年一月、NH

Kの世論調査の解説は、「どの世代でもこの一五年間の時代の影響を受けて少しづつ『無感情』から『尊敬』、あるいは『好感』へと変化している」。この傾向はその後も続き、平成一六年一二月、NHKの世論調査によると、昭和期に二〇%前後で推移した「好感」が四三%に増え、「無感情」を抜いてトップになった。解説によれば、「皇太子夫妻の子育ての様子がマスコミに伝えられ、国民から好感をもって受け止められた」ことが作用しているのではないかという。つまり、天皇制自体を問うよりも、皇族個人に対する態度評価が先行し、そこにジャーナリステイックな国民感情が反応したというのである。

さて、以上のような戦後の世論動向をふまえつつ、終戦当初から今日まで、天皇制研究者はここにどのような批判、検討を加えたであろうか。まず終戦直後の昭和二十一年一月(朝日新聞)、同年二月(毎日新聞)、二三年八月(読売新聞)の世論調査をもとに、武田清子は天皇制支持がいずれも九〇%を超えていることに注目、「天皇個人への情情的支持、尊敬とは切り離して、『天皇制』の解体、排除には消極的であったことが明らかだ²¹⁾」。戦後の天皇制を考える初発の事例として、このような世論動向をどう見たらよいのか。そして、その後の傾向をどう見たらよいのか。さらに戦後の政治動向との間でこの問題は即かず離れずの関係にありながら、間接的な影響を与える力を持ち続けたことをどう見たらよいのか。次の解説がそこにヒントを与える。「憲法改正による天皇の権限強化や、自衛隊強化のための天皇の権威利用にはまだ成功していないが、象徴天皇として大衆化し、近代化した天皇シンボルは国民の心裡に少なからぬ影響をもたらしている²²⁾」。天皇制は改憲、元首論と交錯し、政治の表舞台を歩き続けた。そして、時代の変わり目にくると常にこれがキィ・コンセプトとして問われ、あるいは前提とされてきたのが天皇制であった。世論調査はそうした時々の論点を側面から明らかにし、かつこれを支持し

てきた軌跡といえよう。この意味で、ジョン・ダワーによる次の指摘は、妥当な歴史評価と見てよい。

天皇は恵み深いかもしれないが、天皇は日本人の心性に、ほとんど全体主義体制に近いような『精神的』支配力をもっているといった、天皇に対する恭しい評価は、その後の戦後政策の基礎となった。⁽²³⁾

平成時代の幕開け、つまり平成元年一月一日、朝日新聞は社説で「あまり皇室が国民の中に親しく入ることに『威厳（ディグニティ）』が失われると批判する向きがあるかもしれない。（しかし）『威厳』よりも『親愛』で国民と結ばれる皇室こそ、これからの時代に即応し、広く国民が期待しているのではないだろうか」と。それが具体的にはどの精神的様式をとって実現を図るのか。感情や心性といった主観的要素を多分に含む国民の側における反応にしばらくこだわってみたい。戦後六〇余年、我われは天皇制慈恵を前にして、どの様な判断、態度決定を重ねてきたであろう。天皇、皇后と直接対面することの非日常的な性格について、昭和二八年の例でいえば「私は五十年、この（福祉）事業をつづけていますが、まあなんですなあ、ただもうそれこそ感極まって、措く所を知らずというようなところでございます⁽²⁴⁾」と語る者がいる。色川大吉によるとこうした体験には、たいてい「エクスタシーに似た同調心理が畏敬の陰に認められる⁽²⁵⁾」。相手に対する「畏敬の念」が昂まっただけで、誰もがこうした心理状態に陥るわけではないが、天皇制が内包するカリスマ性がここに介在し、それは個人において、あるいは集団において時間、空間を共有する人びとによって共振、共感の体験となって拡がる。やがてそうした人びとの生活体験は戦後の民俗的なフォークロアとなり、地域社会に深く刻印される。

「感激」が幾層にも重なり、さらに横に拡がるとき、これは天皇制を下から支える新たな民俗心理となることは明らかである。地方巡幸の後、そのときの逸話を種に、天皇へのフォークロアが数多く生み出されていったことが、それを証明している。⁽²⁶⁾

とりわけ戦後まもなくの時点で、昨日までは至尊の神的存在であった者が、突如身辺近くに現われ、直接声をかけてくることなど、考えられることではない。従って、反応はただただ驚愕するばかり。そうした事例を紹介しよう。京浜工業地帯を視察した際、天皇は傍らに立つ女子社員に、ふと何気なく声をかけた。

お見送りの最前列にいた企画課事務員の葛葉信子、当時二十五歳にたいして、「なにか不自由なことはないか」と、同じような言葉をかけられた。葛葉は気も動転して、うつむいてしまった。この光景は当時、「感激のあまり泣き出した」と報道されて、一つの伝説になってしまった。⁽²⁷⁾

後年、本人は取材に対して「自分では懸命に返事をしているつもりなのですが、どうしても声がでなかった」、つまり「感激のあまり」ではなく、また涙を流したわけでもなかった。⁽²⁸⁾このように一介の庶民が天皇から労わりの言葉をかけられた場合の反応を概括し、世間、マスコミはかく説明したわけで、天野貞祐はこうした経験を指して、別の角度から解釈を加え、「労わりの言葉を述べられたりすると、なぜ感激するかというと、道德的な、つまり権威を持つておられる人に対する親愛」⁽²⁹⁾がこのような場面を醸成するのだと説明する。戦後の代表的天皇

制擁護論者であつた天野の解釈は、当然ながら素朴な国民感情のなかに、権威と恭順の関係を積極的に読み込み、単純に敬愛の心情だけで説明することはできないとする。庶民の天皇感情とは一段と離れたところから、こうした主張のなされているところに、当時の天皇観、それも世代を分けて、別々に存在するそれをかいま見ることができる。天野とは同世代の庶民が経験した、戦後体験のひとつを紹介しよう。天皇制慈恵が及んだ社会福祉の分野（場）である。名前は城ノブ。大正五年以来、神戸婦人同情会を設立して、運営、婦人保護事業に生涯をかけたこの無名の女性を昭和天皇、皇后は皇居内花蔭亭に召出し、謁見を行なった。

陛下のお出ましをおまち申し上げたのであった。「両陛下がこの前をお通りになります。そしてあなたに御言葉があるかも知れません。別にそれに対して御答えにならなくてもよろしいです」と、予め女史に申し上げておいた。耳がきこえないので介添の石井婦人が城女史の掌に文字を書いて通訳した。筆話である。女史はたゞ頭を下げてうなずくのみであつた。やがて砂利を踏む陛下の靴音と共にお姿が彼方に見えた。だんだんに近づいてくる。そして大うつしに両陛下のお姿が城女史の前に迫つた。陛下は、女史の前でおみ足を停められた。そして女史の前に進んだ。僅か二、三步の間隔があるのみである。古い言葉であるが、天顔に咫尺した形そのものである。「長い間、社会事業につくしてくれただけをありがたく思う。今後どうか身体を大切に、不幸な人たちのためにつくして下さい」と天皇陛下のお言葉があつた。つづいて皇后陛下から「お年ですから、ずい分身体を大切にして下さい。そして社会事業のためにこの上ともしつかりお願いします」と仰せられた。老女史は最敬礼をしたまま緊張して何が何だかさっぱりわからないようであつた。

しかし一生を通じて自分のやった仕事が陛下のお耳まで達し、禁苑深く召されて、この御言葉を賜ったことは女史一生の感激であつたに違いない。³⁰⁾

註

- (1) 『遠山茂樹著作集』、第六卷、岩波書店、一九九二年、一二七頁。
- (2) 『日本の社会事業』、中央社会事業協会、一九三九年九月、五頁。
- (3) 井上清『天皇制』、東京大学出版会、一九五三年、一五三頁。
- (4) 伊藤義一『舊国家観とその天皇制研究』、河出書房、一九五五年、二二八頁。
- (5) 『竹内好全集』、第七卷、筑摩書房、一九八一年、一七〇頁。
- (6) 西谷啓治他『戦後日本思想史』、創文社、一九六一年、五一頁。
- (7) 後藤致人「象徴天皇制の持つフィクション性」、『論座』、二〇〇八年三月、三六頁。
- (8) 吉田久一「戦後社会事業思想史の問題点」、『社会福祉学』、第六号、一九六六年三月、九三頁。
- (9) 天野恵一編『大衆社会と象徴天皇制』、社会評論社、一九九五年五月、二五頁。
- (10) 鶴見俊輔「戦後日本の大衆文化史」、岩波書店、一九八四年、四六―四七頁。
- (11) 『朝日ジャーナル』、一九八四年五月四日号、三一頁。
- (12) 天野恵一編、前掲書、二〇頁。
- (13) 竹内好「権力と芸術」、『現代芸術』、第五卷、一九五八年を参照。
- (14) 天野恵一「天皇制『仁慈』の虚偽性」、『反靖国論集』、新地平社、一九八七年、三五頁。
- (15) 池田浩士「文化の顔をした天皇制」、社会評論社、一九八六年、二三〇頁。
- (16) 南博「天皇制の心理的地盤」、『思想』、一九五二年六月、五四頁。

象徴天皇制とその慈惠的性格について

象徴天皇制とその慈恵的性格について

- (17) 南博、前掲書、五四頁。
- (18) 横田耕一「『国民統合』と象徴天皇制」、『世界』、二〇〇〇年一月、八一頁。
- (19) 加納実紀代「天皇制とジェンダー」、インパクト出版会、二〇〇二年四月、一七三頁。
- (20) 河西秀哉「象徴天皇制・天皇像の定着」、『同時代史研究』、第一号、二〇〇八年十二月、四四頁。
- (21) 武田清子「天皇観の相剋——一九四五年前後」、岩波書店、一九七八年七月、二七〇頁。
- (22) 上野裕久「国民意識にみる天皇像」、『法学セミナー増刊』、第二九号、一九八五年五月、六二頁。
- (23) ジョン・ダワー（三浦陽一他訳）『敗北を抱きしめて』、下巻、岩波書店、二〇〇一年五月、一三頁。
- (24) 小池九一「対談覚え帖」、『社会事業』、第三六卷一一号、一九五三年十一月、六七頁。数多い証言のひとつに、「美智子妃殿下が『本当に御苦勞様です』と仰せられ、私は臉の奥がジーンと熱くなるのを覚えた」（皇太子殿下・同妃殿下行啓記念誌、国立療養所奄美和光園、一九六九年三月を参照）。
- (25) 色川大吉「昭和史世相篇」、小学館、一九九四年、三六九頁。
- (26) 色川大吉、前掲書、三六八頁。
- (27) 岩川隆「上着をぬいだ天皇」、角川書店、一九八六年、二二四頁。
- (28) 『週刊文春』、一九七五年一〇月九日号を参照。
- (29) 『天野貞祐全集』、第六卷、栗田書店、一九七一年、三〇六頁。
- (30) 『社会事業』、第三四卷四号、一九五二年四月、四九頁。

二 象徴天皇制の成立基盤

慈恵活動の基本的性格

ジョン・ダワーが「天皇は恵み深いかも知れないとか、天皇は日本人の心性に、ほとんど全体主義体制に近いような『精神的』支配力をもっているといった、天皇に対する恭しい評価は、その後の戦後政策の基盤となった」と指摘したように、それまでの厳めしい軍服姿をスーツ姿に変え、フェルト帽を片手に、平均的中産階級の日本人男性を思い起こさせるいでたちで人びとの前に現れた時、天皇を迎える巡幸先の国民には、ひとつの共通した反応、むしろ反省が浮び起こされたことにジョン・ダワーは目ざとく気づいている。

天皇の巡幸は、奇妙な形でこの自己批判と謝罪の大衆心理を蘇らせた。天皇が国民のためにこの巡幸を行なっていることは明らかだったが、それが天皇にとって当たり前なことでも、またかたんに出来ることでもなかったことも明らかであった。陛下を困惑させ、ご不便をおかけしていることにたいしては、以前と同じように謝罪しなければならぬという感情が生まれてきた。こうして天皇への敬意が形を変えて現れることになった。

昭和二年六月八日、和歌山県下、和歌浦母子寮を訪れた際、戦争「未亡人」との出会いから、この時天皇は何を感じたであろう。

部屋の入口にたたれた瞬間、陛下の顔がサツとくもりました。陛下はしばらく、またたきも忘れられたように、六畳のその部屋の片隅にこしらえられた仏壇をじっと見つめておられました。仏壇の線香の煙の奥には、真新しい白布におおわれた白木の箱とらんで、夫君の軍服姿の写真がかざられていました。陛下のお口もとが二度、三度ピクリとけいれんしました。⁽³⁾

言葉にならない想いが、この時の天皇の心中をよぎったのであろう。戦争で傷つき、倒れた国民を気づかう天皇自身の想いが、このような記事を通して世間に拡がっていく。この時の、和歌浦母子寮における天皇の姿は、職員によって「母子寮日誌」に書き記され、そこには次の様な天皇像が描かれている。こちらは慈父として、国民の苦悩を一身に背負う様子を看取り、戦後天皇制を庶民の眼で可視化すれば、その姿はこの様になる。

ワタシたちのおむかえのあいさつに、天皇さまは大きくうなずいてニッコリお笑いになりました。かわいいベビー服を着た幼稚園の子供たち二一名も、近くの小学校に行っている一五名もみんな思わず顔をあげて、天皇さまのお顔をみました。目じりにしわをよせられたお目はやさしく輝いて、ちよつと開かれたお口もとからは今にも何かお言葉がもれそうに見えました。お父さんを戦争でなくしたアタシたちが、ずいぶん

久しぶりでめぐりあった、あたたかいお父さん（4）のまなざしでした。

戦後天皇制と社会福祉のつながりを検討してきた我われとしては、こうした庶民感覚を抜きに、思想化したり、論ずることは危険である。藤野豊が、「天皇制の本質は弾圧ではなく、『仁慈』による懐柔にある。それゆえ、天皇制は戦後、象徴性として生き抜いた（5）」のだと指摘したことは、庶民の側にもそれを受けとめるだけのレディネスが充分にあったことを忘れてはならない。しかし忘れてならないことは、戦前から戦後に移り変わる過程で人びとは多様な複合観念コンプレックスを内在化せざるを得なかった事実、正面から眼を向けなければならない点である。確かに暖かく懐に抱え込もうとする天皇制は、同時に排除と差別を生み出す原器としての天皇制でもあった。時代は下るが、一九八一年秋、「滋賀国体」に出席、県下を視察した時の皇太子夫妻が行く先々で、あらかじめ警察本部から指示があり、精神障害者の所在名簿を提出させている。不測の事態を考慮した結果であるが、明らかに人権侵害に相当する行政対応である。二年後の一九八三年秋の「群馬国体」においても、県下の精神病院に入所する患者を外出さし止めとする指示が行なわれた（6）。こうした事例は戦後まもなくから実施され、天皇の眼が届くところに戦争の傷跡を残さないようにする「配慮」とともに始まった。例えば身体障害者となった白衣の傷痍軍人を奉迎の列に加えたり、まぎれ込ませてはならないという指示が行なわれている。

最初の白衣の人がまたその辺りで「厚生資金箱」をぶら下げている姿に警官の三人程がチラッと腕時計を見て駆け付けた。「君たち、今日は天皇陛下の御迎えであるから、そのような姿では困るんだ（7）」。

「慈父」の天皇が、「差別」の天皇制と密接につながっていることは、こうした事例からも検証することができると。一九七〇年一月九日、千葉県衛生部長通達（第四一〇号）によると、患者の行動制限が施設長宛に示達されている。

当日事故の起らないよう万全を期したので、患者の外出禁止ならびに仮退院中の患者の行動についてもあらかじめ注意して下さるよう特別の御配慮をおねがいします。

心身障害児・者施設を経営する福井達雨は、自身の経験を踏まえて次の様にいう。「全国植樹祭のために天皇が私たちの町を通ることになり、私の所に通達がありました。開けてみたら『汚い洗濯物や汚い物を、天皇の目につく所に干したり、置いたりするな』と書いてあるのです。止揚学園の物、そんな汚い物はありません。白いものは全部白いです⁽⁸⁾。景観として汚い、きれいは誰が、どの様な基準によって決めるのか、仮に「汚い」として、またそれを人目の触れるところに置いたとして、どの様な根拠によってそれを除去するよう義務づけられるのか。福井は更に重要な問題、つまり障害者の生命確保に抵触する示達に接して、驚きの思いを隠さない。

「事故あるいは病気に、子どもをさせるな。天皇が通る二時間前から消防車や救急車は走らせない。たとえ走らせても迂回して走ってもらう。そしてサイレンは鳴らさないから、病気や事故はおこすな。特に注意しろ」と書いてあるんです。止揚学園の子どもはほとんどてんかん児です。いつ、てんかんを起して頭を切

るかわかりません。⁹⁾

話題を転じてみたい。戦後の皇室経済を取り上げる時、当初最も大きな論争となったのは、「世襲財産」の規定如何ということ。皇室財産を世襲とし、その私的性格をはっきりとさせたうえで、継受できるように定めたのは日本政府であり、当初それに正面から反対したのはGHQであった。交渉の結果、双方の妥協から生まれた結論は、天皇制慈恵を財政的に支える財源の確保を可能とする途を残したことである。

マッカーサー草案を提示された後、「世襲財産」の法的性格や、そこからの収益の有無、所有、皇室財産の透明性について、活発に議論や交渉が行なわれた。結局、最後まで両者に意見の相違があった「世襲財産」については、明文化せず、すべての皇室財産を国家に帰属させ、皇室に若干の私的財産を残し、また将来に向けて私的財産の蓄積を可能にした¹⁰⁾(傍点、引用者)。

この後、日本政府がとり続けた解釈を踏まえれば、基本はその帰属先を国庫とし、議会、政府が管理責任を負うことにより、皇室財産の国有化を図ったとみてよいが、ここに例外的領域を残し、私有財産として皇室に収納する途も残した。帝国憲法下における皇室財産は公、私両面からその性格規定が行なわれ、結果として自己同一的にそれらを共存させた。しかし、戦後になって公私分離の原則が明確になると、このような例外は成り立たなくなる。論理的にいえば、「旧憲法は、国庫から毎年定額の皇室費を支出することを定めるのみで、皇室財産に

関しては一字も規定しない。皇室財産の管理、運用はすべて皇室自体が自由に行い、国家から自立していた^⑪。ことと、「新憲法では『皇室財産は国に属する。すべての皇室の費用は予算に計上して国会の議決を経なければならぬ』と定めた」ことよって、「天皇の国家からの経済的独立は失なわれた^⑫」という説明は、必ずしも実態を示すものになっていない。川田敬一の解釈によると、「問題は、皇室財産の区別において、事実上、ヨーロッパ王室のような私有財産が皇室に存在するののか、どうかである。これは天皇、皇室に『私』の部分認めるか否かという根本的な問題でもある^⑬」。川田によると、そもそも公私分離という概念自体が、「日本には、そのどちらとも断言できない中間部分（天皇尊厳性と密接に関わる部分）が存在し、それをどう制度化するのが大きな課題^⑭」になるのだという。皇室財産の国有化も、要は皇室の尊厳を著しく損なわない限りにおいて可能なものになることであり、GHQとの交渉も裏面においてこの点が日本政府の最大関心事となった。隘路として収益性を伴う資産運用を禁ずる案をとり入れ、私有財産の実質確保にこぎつけた^⑮。それが憲法第八八条と、同八条によって国会による議決を経なければならないという条件設定であり、この形式的な公私分離制度の成立によって原則と現実との妥協を図った。結果はその後の歴史が証明しているので、次の指摘以上のことは記さない。

戦後における皇室財政の実際の運営においては、改革当時における皇室財産へのかなりきびしい制約も、その後において相当に緩和されてきていることも見逃しえない点がある。たとえば、憲法第八八条に規定する皇室の賜与と受贈の制度について、国会の議決を必要としない範囲が拡大されてきたことなどは、その具体例であろう^⑯。

内廷費の決定と運用のプロセス

昭和二〇年十一月二〇日、GHQは皇室財産の支出に關し、全面凍結を指令した。読売報知新聞（昭和二〇年十一月二日付）によれば、「事実上この指令は日本政府に対し皇室が經常所得の範囲内で御生計を立てるやうに取計らうことを指令してゐる、すべての皇室の借入金は連合軍司令部の事前許可を必要とする」ことが決定された。その結果、内帑金の下賜は一切禁止となり、戦前から行なわれてきた金品の授受はなくなる。だがこの指令に対し、日本政府は猛反発、宮内省とGHQの間で激しい応酬が繰り返された。翌二十一年一月一日、「覚書」(SCAPIN 619)により、皇室財産の一部下賜が認められ、宮内相、松平慶民は書簡をもってGHQ幹部に、財産支出が、象徴天皇制の存続にとっていかに重要な意味を持つものか、そして「天皇が国民生活の救済と産業振興および賠償負担への充当のために、皇室財産の大半を政府に下賜することを熱望している」¹⁷⁾旨を意見として申し入れた。これに対してGHQは一部凍結を解除し、内帑金の下賜を容認、更にこの問題は新憲法の制定過程のなかに引き継がせ、法制化の努力を試みた。あわせて国務相、松本烝治は昭和二十二年二月二日、皇居に参内して内廷費の支出先を社会事業とすべきことを内奏、この時の様子について「側近日誌」は、「松本国相の憲法法案御説明内容について御話あり」¹⁸⁾と伝える。なおGHQとの折衝記録のなかにも、この動きは逐一記録され、さらに、昭和二十一年十一月二六日、皇室法関係会談要旨（第五回）のなかにも、金森徳次郎国務相が質問に答える形で、下賜金支出の理由説明を行なったことが記されている。

御下賜金の場合であります、これにはいろいろ分けて考えらるると思つのであります。現在皇室から御

象徴天皇制とその慈惠的性格について

下賜になっておりますものの中にも、いわば普通の給与のような意味をもって御下賜になっておる、ほとんど恒例の形におきまして御下賜になっておるといふものであるのでありまして、そういうものは一部分は宮廷費から出ることと考えておりますが、所がそうではなくて、ほんとうの皇室の特別な思召によって出るというものは、これは内廷費から出るものと存じております。所が内廷費は本当のお手元金であり、皇室において缺くべからざる経費を国から支出するわけでありませ¹⁹⁾(傍点、引用者)。

そこで金森は内廷費の支出抑制に鋭意努め、「御節約になるといふようなこと」を重ねて財源を捻出、「思召」に添う支出ができる方途をさぐると説明し、下賜金制度の存続を図ろうとした。²⁰⁾だがこの方法はGHQとの交渉においても、議会の審議においても容易に了承が得られなかった。戦前の二元的な支出元の存在を止め、国会に全ての権限を集中する一元化を求める声が多かったからである。GHQとの交渉で相手方が「いちばんやかましかったのは、内廷費の定額の問題と、皇室の財産授受についての条件をどうするか」という問題であるが、また国会でも当該法規をどの様に設定するかが大きな争点となり、政府の意向もなかなか実現をみなかった。そして、結論的には二元論か、一元論かという根本問題には触れず、法制上の整備も留保したまま、内廷費支出の運用に際してだけ、自由裁量を認めることで決着を図った。この問題について、後に笹川紀勝は「審議過程をふり返ってみると、その主たる課題は憲法の基本原則である国民主権、基本的人権の尊重をいかに形あるものに具体化するべきかであるはずであったが、実際の立法作業では、古いものの形をかえる作業が大部分を占めていたと思う。それゆえに、憲法の基本原則に抵触するようなもの、そのまま皇室典範と皇室経済法に残ってしまった²¹⁾」と概

括した。結局内廷費問題の帰趨は、戦前帝国憲法の慣例を理由に、内容上可能な限り残して、形式を換骨奪胎したのであり、運用面からみると、内廷費の管理には宮内庁長官、同次長、侍従次長、管理、書陵の両部長ら八人で構成される内廷会計審議会がもっぱら当たり、余剰は内廷会計基金としてこれを株券や債券などに投資することにした。会計予算の経常部分は基本的に物価スライド制をとり、必要額の算定を定期的に行なっては改訂を重ね、今日に至っている。そこでこうした戦後の動向をまとめてみよう。皇室経営の実態からみて宮廷費（公務、公的行事）が最も金額が多く、次いで内廷費、皇族費の占める割合も少なくない。内廷費の内訳でみると、各種団体への奨励金、見舞い金、交際費は常時一〇%内外を推移、大半は単年度内に全額消化している。とりわけ経済の高度成長期に急騰ぶりが目立ち、昭和四五年度の内廷費は九、五〇〇万円（前年比で一三・一%増）、四七年度は一、二〇〇万円（同じく一七・九%増）、四九年度は一三、四〇〇万円（同じく一九・六%増）となっている。ちなみに昭和四九年度の引き上げ理由について皇室経済会議は、「最近の物価高にともない、東京都二三区の消費者物価の値上がり率と、一般公務員のベースアップの率を考えて」行なったという。その一方で、昭和四四年、四年ぶりに一六・三%の引き上げ率増加をみせた理由として発表された内容は、もっぱら皇室一家の生活費を増やすことにおいて、「衣服、食事、ご研究、私的なご交際やご旅行、神事などのほか、生物学御研究所の研究補助費など私的使用人である内廷職員二五人の給与²²⁾」であるという。つまり、下賜金額の内訳については増減を含めてこれ以上のことは一切公表されず、外から窺うこともできない。また株券、証券による蓄財の実態も国民は知ることがない。そこで、社会福祉に関わる下賜金事情について、別の資料から概略をたしかめておきたい。第七二議会における衆議院内閣委員会で内廷費の使途が問題となった時、宮内府次長、瓜生順良は「奨励、災害見

舞い、その他御交際の費用、まあ奨励と申しますと、学芸関係、体育関係、社会事業そういうものがありますけれども、災害見舞いは地震があったり、水害があったり、火事があったりする⁽²³⁾場合に一時的に支出される。このような支出は支出予測が難しいので、どうしても抑制的に支出を示すが、他の予算と同様、そうした顧慮は払わずに実施するようになったのは、平成天皇の即位後、授贈に自由を持たせ、金額の枠も拡大して以後のことである。かつてGHQが厳しく抑制した慈惠政策は下賜の拡大傾向を示しつつ、平成期に至った。一例を挙げると、平成天皇、皇后は即位に関連して長寿科学振興財団に五、〇〇〇万円、社会福祉法人、財団法人等に五、〇〇〇万円ずつ一億円を下賜した。前述のとおり災害見舞い金等社会福祉関連支出は大旨一〇%前後を占めてきたが、平成期に入るところにも変化が見られるようになった。平成一一年度の内廷費三億二、四〇〇万円のうち約一〇%が社会福祉関連支出になっている点は従来どおりであるが、実はこのなかに災害見舞い金が入っていない。つまり内廷費から宮廷費に移したのである。諸外国における大規模災害の見舞いを含め、関連予算の増高とあわせて「見舞い金」支出は以後、私的な性格から公的な性格に変わった。政府が行なう、この分野における公費支出は別途行なわれているが、皇室がここに積極的な関与を示す理由としては、天皇制慈惠の拡大を、予算面から保証する対応を示したとみることが妥当である。ここでも戦後一貫して踏襲されてきた公私分離原則の留保が適用され、公金の私金的活用が行なわれた。しかも、この事実は今日ほとんど議会、ジャーナリズムにおいて問題にされることがない。行事面から見ると限り平成天皇、皇后が社会福祉に対して積極的な関与を示していることはマスコミを通してよく知られている。当然そこでは表面に出ない予算支出、つまり下賜が多く行なわれていると見なければならぬ。戦後、とりわけ平成期に入ると「下賜」、「賜」、「勅」という表現は使わず、「寄付」、「お

見舞い」といった日常用語に置き換えて相当の金額が実質「下賜」されていることに、我われはもっと注目してよい筈である。

以上、金銭面から戦後天皇制の性格規定に触れ、一部天皇制慈恵の実態に触れたが、別の角度から戦後天皇制の問題点に触れてみたい。それは「内奏」の存否に関わる、つまり天皇と政府の間にある関係紐帯の意味を問うこと。さて、戦前の天皇親政を担保したものに上奏、内奏の制度があった。首相、元老を筆頭に各省大臣等は所管分掌に応じて必要な場合、天皇に奏上、政治的な状況報告、意見具申、あるいは天皇からの指示、決裁を仰ぐことが行なわれた。非常時における「聖断」もこの範疇に入る。で、この天皇と政府のつながりは戦後どうなっただろう。法制度的には国民主権を基盤とする以上、内奏は存在しない。しかし、これに代わる機能はしばしば働き、敗戦後まもなくの頃から行なわれてきたことについては、再三触れたとおり。「重光葵手記」、「芦田均日記」にはその一部が記載され、松尾尊兎の説明によれば次の様になる。

占領解除後も天皇は独自の政治活動を行います。それは内奏です。内奏とは、旧憲法下において國務大臣など天皇の補弼にあたるものが、天皇の裁可を得るために所管の政務について説明、報告することでしたが、戦後、天皇の裁可の不要となった新憲法下でも、内奏が生き残っている。²⁴

よく知られた事実として、戦後憲法の制定過程において、芦田首相は前後一〇数回にわたり、GHQとの交渉内容を昭和天皇に内奏、つまり細かい情報を提供している。その際どのような「御下問」があり、それにどう「奉

答」したかということは、事実の有無を含めて一切公にされることはなかった。あくまでも私的な行動として処理された。それが偶々マスコミに報道されると、一挙に政治問題化する。例えば昭和四八年五月、増原防衛庁長官は皇居に参内して所管事項について内奏したことが世間に伝わると、憲法違反の疑いで論議を呼び、結局同長官は責任をとって辞任した。ここからも内奏とは高度に憲法解釈に触れる政治問題であることが分かる。象徴天皇制のもとにおいて、天皇の政治介入が在ってはならない。しかしその一方、天皇には多くの国事行為があり、外交を含む公的職務が課せられている。一般に天皇は元首として扱われることが慣例とされ、国際的にも肯定的な評価と扱いを受けている。とすれば、天皇に情報が伝わらないシステムは、国政上何かと支障をきたすことになってしまいかねない。²⁶⁾

昭和天皇が、「象徴天皇制」への移行により自らの立場、役割、機能に大きな変化が生じていると判断していた徴候は読み取れず、戦前、戦中を通じて行われてきた政府との関係が維持されている状況をみること²⁶⁾ができる。

平成期に入ると、内奏問題も福祉問題と同様、大きく様変わりを見せた。自身の感想、意見を、慎重な表現を用いてではあるが政治、社会に関わる問題が生じると、しばしば内奏を踏まえて、意中を公表するようになった。近年の例でいえば第一三二通常国会の開会式において、天皇は「今次の地震による被害は、きわめて甚大であり、その速やかなる救済と復興は現下の急務であります」と、政策内容に踏みこんだ発言を残している。ここに内奏

と下問を介した政治的発言の行なわれたことを明示、東日本大震災に際して、時の首相菅直人は皇居に参内し、天皇に詳細な状況報告を行ない、マスコミもこれを問題化することなく、報道した。だが、この問題については国民的なコンセンサスをいまだ得ていない。

公私分離の原則をめぐって

今日、内閣法制局は天皇の行為について国事行為、公的行為、私的行為の三区分を設け、それぞれ内容を列挙し、その具体的な実施状況に言及している。まず国事行為の大半は憲法をはじめ法律で決まった事柄をアドミニストレーションとしてそれを行なう。しかし、登場する公的行為と私的行為の範疇、役割機能については法律化していない問題も多く、慣行として行なわれることも少なくない。とりわけ私的行為に関してはプライバシーに関係する理由から、極力公にはしない対応が踏襲されてきた。従って、この三区分は正確とは言えず、またたとえ正確であったとしてもそれを検証することは難しい。このことを前提としたうえでいえば、昭和から平成期に移るなか、それまで私的行為とみなされた事柄の公的行為化という傾向が認められる。従来両者の挟間にあつてグレー・ゾーン視されてきた事柄の少なからずが公的範疇に組み込まれるようになった。理由として天皇の行為自体の事案的増高傾向が挙げられる。つまり、平成天皇は昭和天皇に比べて、とにかく多忙である。そこでグレー・ゾーンを公的性格なものにすることにより、私的行為にとりもなう役割負担を軽減し、かつ公的行為をシステム化、マニュアル化することで一種の合理化が図られた。元もと天皇の公的行為を定めた典拠は憲法第四条一項に定められるが、趣旨は天皇の政治機能を可能な限り制限することにあつた。それが、時代が下るに従い、恣

意的なもの、儀礼的なもの、つまり必要不可欠とはいえない事柄が随時追加されるようになり、その整理を経て、あるいは天皇、皇后の意向を勘案して、改めて公的と私的の区分を明確にする試みが行なわれるようになった。この結果、憲法第四条の空洞化が進み、かつ公的行為の増加傾向がはっきり認められるようになった。この点について、「天皇の国事行為は、憲法に限定列挙されている」ことを認めながらも、実際には「各種行事への出席、国内巡幸など、国事行為とは必ずしもいえないが、私的行為ともいえない行為をおこなっている」²⁷ 事実を指摘したのは渋谷秀樹である。例えばこういう事実がある。国民体育大会や全国植樹（育樹）祭に出席することは、いまでもなく公的行為であり、当初はなかった「国民体育大会に出席して『おことば』を読みあげ、植樹祭に出席して『お手植え』をするのも、例年の慣例」²⁸ になっていった。その時、地方視察という名目で教育、産業、福祉に関連する施設を訪れ、顕彰、奨励を行なう慣例について、その内容と数量は決まった基準や法的な裏付けは何もない。公的性格であるかどうかもそのつど随時判断されるだけで、明確な基準が適用されるわけではないから、なし崩しのに地方行政庁や地方有力者からの政治的な要請があれば実施に移される。その結果、実に曖昧な表現ながら「現状では平和や文化や福祉の『御公務』が主である」²⁹ という概括で括るより他に方法がないことになる。公的性格をはっきりとさせた例のひとつに災害見舞い、被災者激励が量的に顕著となったこと、その回数に確実に増やしたことが挙げられる。戦前は余程のことがない限り、天皇、皇后が被災地に赴くことはなかった。代わりに侍従差遣という制度対応が用意されていた。戦後になると地方巡幸は異例ながら、昭和天皇はこれを精力的にこなした後、ここに激励の実を挙げる先例をつくった。しかし昭和三〇年代以後になると、巡幸や行幸啓はスケジュール化、システム化した場合を除くと、いったんは明らかに減少し、代わって他の皇族が現地へ赴く

ようになった。さしずめ戦前の侍従差遣にあたる、いわば天皇の名代的役割を皇族が担うことになった。そして、皇太子、同妃の存在が人びとの注目を浴び、やがて「これは通常の行幸啓の枠を超えて皇室と国民との関係がどのようなものであるかを示す」³⁰格好のケーススタディとなった。皇族が視察、訪問に訪れるパフォーマンスは、迎える側すなわち当事者ならびに地域社会にとっては、非日常的な出来事であり、得がたい慶事であるから歓迎こそすれ、拒否する理由はない。加えて郷党社会にとっても何よりの「名誉」なのである。つまり行幸啓の意味するところは、戦後象徴天皇制にとって、その慈恵的性格を最大限に発揮できる機会を設けたという事実は注目されなければならない。

基本的には「象徴として行うのにふさわしい」、あるいは「象徴として行っても差し支えない」といった価値判断を経てなされてきた行為であり、(中略)例としては普遍的な価値(平和、環境)に関するものであつて、かつ、非政治的な活動や、国民が共有する価値(福祉、文化、健康)に関する活動などへ積極的に関心を寄せることや支援を行う。³¹

これまで触れた如く、福祉活動を奨励し、関係者の労苦をねぎらう行為は、本来私的な性格を主旨とするものである。とりわけ被災地訪問と激励といった行為は、役人が現地を視察調査するのは訳が違う。職責上行なう義務ではない。戦前の言葉でいえば「思召」、つまり天皇、皇后の個人的恣意、願いから出た行為である。それこそ関係者は勿論のこと、取り巻く社会全体が見る「眼差し」と重なり、この眼差しに添って訪問の意味理解が

示される。近年の例でいえば雲仙普賢岳噴火（平成三年）、北海道南西沖地震（平成五年）、阪神淡路大震災（平成一六年）、新潟中越沖地震（平成一九年）、東日本大震災（平成二三年）等で示した態度、対応は天皇、皇后と国民の間で共苦、共感の関係を形成することに努め、人びとに感動を起させた。こうした変化は、戦後象徴天皇制の歩みをふり返ってみるとき、決して無視することの出来ない、そして新たな皇室観を提示しつつある事態であるといわなければならない。あるいは「皇室のあり方に対するさらなる変革、したがって神権天皇からの決定的な断絶を予想させる」⁽²⁾契機となっているのかも知れない。あるいは、その全く逆となる徴候の前駆となっているのかも知れない。

註

- (1) ジョン・タワー（三浦陽一他訳）『敗北を抱きしめて』、下巻、岩波書店、二〇〇一年、一三頁。
- (2) ジョン・タワー、前掲書、九〇頁。
- (3) 小野昇「天皇陛下と戦争未亡人」、『母』、第一巻五号、一九四九年一〇月、一二〜一三頁。
- (4) 小野昇、前掲書、一四頁。
- (5) 藤野豊「ハンセン病問題と天皇制（三）」、『飛礫』、第四七号、二〇〇五年七月、一五五頁。
- (6) 横田耕一「憲法と天皇制」、岩波書店、一九九〇年、二二九頁。
- (7) 森與一「行幸風景」、『新日本文学』、一九五二年四月、一〇二頁。
- (8) 福井達雨「嫌われ、怒かられ、いやがられて」、明治図書、一九七六年、二二二頁。
- (9) 福井達雨、前掲書、二二二〜二二三頁。

- (10) 川田敬一「日本国憲法制定過程における皇室財産論」、『日本学研究』、第七号、二〇〇四年六月、二八二頁。
- (11) 井上清『天皇・天制の歴史』、明石書店、一九八六年、六頁。
- (12) 井上清、前掲書、六頁。
- (13) 川田敬一「近代日本の国家形成と皇室財産」、原書房、二〇〇一年、三七四頁。
- (14) 川田敬一、前掲書、三七六頁。
- (15) 山田亮介「皇室財産の公私とその問題点」、『憲法研究』、第四二号、二〇一〇年六月、一一五頁。
- (16) 高橋誠「天皇の財政とその再編成」(法学セミナー増刊「現代天皇制」、日本評論社、一九七七年二月、八八頁)。
- (17) 芦部信喜他編著『皇室経済法』、信山社、一九九二年、九頁。
- (18) 木下道雄「側近日誌」、『文藝春秋』、一九九〇年六月、一四四頁。
- (19) 芦部信喜他編、前掲書、二七〇頁。
- (20) 皇室は戦後も当初から私的財産を蓄積する意図を持っていた。結局、GHQもこの動きを封じることが出来ず、一九四七年に新たな皇室経済法が成立すると、第四条一項で内廷費は「お手元金」であるから、「宮内府の経理に属する公金としない」ことになった。その年と翌年の予算総額をみると、前年度比で平均六割から七割の増額であるなか、内廷費に限定してみると二・五倍から三倍に近い著増となっている。
- (21) 笹川紀勝「皇室経済と国会の議決」、『ジュリスト』、第九三三号、一九八九年五月、一四一頁。
- (22) 『東京朝日新聞』、一九七九年二月二日付。
- (23) 牛島秀彦「昭和天皇と日本人」、三一書房、一九七六年、五〇頁。
- (24) 松尾尊兌「象徴天皇制の成立」(日本史研究会他編『天皇制を問う』、人文書院、一九九〇年、二二二頁)。
- (25) 厳密な意味で内奏とはいえないが、行幸先で「ホテルに着かれた天皇を待っていたのは県知事、県議会議長に対する『拝謁』であり、知事による県勢概況についての『奏上』だった」(東京朝日新聞、一九七五年一〇月二七日付)という場を通じて、下問と奉答の繰り返し各地において、しかもその都度行なわれている。
- (26) 工藤豊「象徴天皇制の形成と特質」、『仏教経済研究』、第三八号、二〇〇九年五月、一七頁。

象徴天皇制とその慈恵的性格について

象徴天皇制とその慈恵的性格について

- (27) 渋谷秀樹「日本国憲法と天皇」、「世界」、二〇〇九年六月、一五一頁。
- (28) 横田耕一、前掲書、九〇頁。これを宮内庁ホームページは「皇室のご公務」（二〇〇七年五月）と記している。
- (29) 山田正行「ハビトウスと象徴的暴力の概念による象徴天皇制問題の分析」、「民主教育研究所年報」、第四号、二〇〇三年一月、二五六頁。
- (30) 園部逸夫『皇室制度を考える』、中央公論新社、二〇〇七年、四五頁。
- (31) 園部逸夫『皇室法概論』、第一法規出版、二〇〇二年四月、一二三頁。
- (32) 角田猛之「神権天皇制における〈制度的断絶性と意識的連続性〉」、「法学論集」（関西大学）、第五六卷二・三号、二〇〇六年十一月、三七四頁。

三 天皇制慈恵を担う人びと

昭和天皇・皇后の場合

天皇、皇后が個人的な想い、胸中を公にする時、通常手段として用いられるものに、御製や和歌がある。それは文学的表現を通じて心情、願望をここに仮託したものであるが、なかから社会福祉に関連するものを取り出すと、次の様な例にぶつかる。

庭のおもにつもるゆきみてさむからむ

人をいともおもふけさかな

かくのごとく荒野が原に鋤をとる

引揚びとをわれはわすれじ

前歌からは、飢えと寒さに苦しむ敗戦直後の国民に向けて、その身の上を思い、朝毎、夕毎に心を通わせ、自らをいましめる趣意が伝わる。後歌からは、海外からの引き揚げ者が開拓農民となって荒地を耕し、生計の途に励む姿に向けた、激励の意味が読みとれる。戦災は多かれ少なかれ、国民全てに及んだもの。戦前なら天災、人災いずれであれ、被災者に向けて個別的に賑恤、救恤の対象としたが、戦災の被害はそれと比べようもなく大きい。戦後巡幸で天皇はそれを数多く見聞きした。例えば昭和二十二年一〇月七日、原爆被災地広島市を訪れた時、「沿道をうずめつくした群衆は、ドツとなだれを打ってお車におしよせ」た、その時の体験である。

やがて陛下のお車は広島戦災児育成所の前に、静かにとまりました。(中略)原爆孤児たちがズラリと並んでお待ちしていました。(中略)陛下はなにかいわれようとしましたが、余りのいたいたしさに瞳をとじうつむいてしまわれました。山下育成所長が、そっと目頭を押えながら「陛下、広島戦災孤児八十四名がお迎え申し上げております。」と声をうるませて申しあげました。「……」。陛下はかすかに瞳をお開きになりました。⁽¹⁾

国民とともに共苦、共感の世界を歩むこうした姿に、多くの人びとは感動、尊敬の念を抱くのはけだし当然か

象徴天皇制とその慈恵的性格について

も知らない。このような天皇の慈惠的態度が示される「場」が被災地であったり、あるいは社会福祉施設であることは知られている。そして日頃こうした「場」で活動する人びと、福祉従事者やボランティアにもこうした機能は及ぶ。そのひとつ、民生委員に対する天皇の慈惠を『民生時報』の記事から拾い出してみよう。戦前の「方面時報」に登場する天皇制慈惠は、戦後においても変わることなく継承され、拝謁の「栄に浴した」民生委員の詠む歌は、以前と変わることなく、「皇恩を身にうけながら更に思ふ」。当初は「天皇の側には極度のぎこちなさがあり、民衆の側には衝撃とためらいがあった」^②。天皇と国民の関係は、こうしたイベントを重ねることによって共有する世界、紐帯化を図った。そして、「多くの場合、旅する天皇は愛の精神の体現者、慈愛の人、名士として温かく迎えられ」^③、戦後巡幸の途上、国民は新しい天皇像をその心中に築いていく。慈惠性を媒介とした天皇制の再編に関して、ちなみにGHQはこうした巡幸の推移からようやく統治に自信を持つようになったという。

戦後の地方巡幸はいうまでもなく、天皇は国民にこんなに愛されて人気があるのだ、ということ、天皇制を残しながら占領政策を進めていくGHQは米本国や連合国に対して示す。国内的には天皇を中心として戦後国家を再興していけると呼びかけた。^④

しかし、初期の感動はやがて巡幸を繰り返すうちにその形、反応を変えていく。つまり、「感涙」に思いを表現する人びとは少なくなり、代って静かな敬愛、親愛感といった表情を示すようになる。それまでの興奮は、やがて天皇制を存続支持する人びとを、冷静な多数派に変えた。^⑤。それは、戦災からの復興が人びとの生活に落ち着

きを取り戻す契機、理由と連動した。つまり、天皇を迎える側にも落ち着いて、心静かに歓迎するレディネスが形成され、昭和五〇年秋、天皇の老人ホーム視察を例にとれば、「ご訪問になった老人ホームでも、ベッドの上に羽織姿で正座してお迎えした老人たち」の脇をにこやかに通り過ぎる。新聞報道によると、「これはこのところ、すっかり定着した感のある園内での『型』であり」、パフォーマンスにもなっている。もはや権威を介在させる必要はなく、過度に情緒的な結びつきを作り上げる演出の必要もない。天皇制慈恵の日常化が爾々と進んでいく。例えば平成天皇は、自ら指示し、行幸「行列」を大幅に簡素化し、あまりにもものしいその様子をとり払うよう意向を示した。過度な沿道の警備や対向車線の交通遮断をとり止めるよう指示した。ではそれ以前の行幸、とりわけ戦後まもなくの頃はどうかであったか。E・H・ノーマンの観察したところによると、「巡幸では天皇に随行した宮廷職員団の数は一〇〇人近いもの」⁷であった。そのなかには侍従が一〇名、料理人が二名、大膳職が三名、その他用務員、世話係が加わり、最後に警備のための警察官が多数従うといった具合である。昭和六一年一〇月、山梨県下の障害者福祉施設を視察した際の行列の場合、規模こそ異なれ、ものものしさの点において大きな違いはなかった。

白バイ二台に先導された天皇の「お列」が静かに動き出す。行幸全体の現場キャップともいえる行幸主務官のオープンカーが前駆車、次に朱色の天皇旗を立てたひとときわ高く大きい天皇の車、後衛車に山梨県警本部長と皇宮警察の側衛長。以下宮内庁長官、侍従次長らの供奉車が二台、知事、県会議長らの随従車が二台、その後を無線自動車、報道用バス、予備車などが蜒々と続く。

いましばらく戦後の初期にみられた天皇、皇后と社会福祉の関わりにこだわってみたい。昭和二三年一二月一日、宮内府長官、田島直治の私的書簡によると、天皇は「国民の福祉と安寧を図り、世界平和のために尽くすことはわたくしの終生の願いとするところ」である意向が周囲に伝わった。天皇、皇后は社会福祉に関連する大会、行事等には積極的に出席したが、そこで語られる「お言葉」の多くは福祉国家の建設に多くの国民が参加するよう呼びかけたり、障害者をはじめとする対象者の自立、更生を願い、激励するといった具体性の伴う発言が続く。例えば昭和二二年一〇月一日、全国社会事業大会に出席した際の「お言葉」は、「諸子が常に生活困窮者をはじめ援護を要する人たちの上に意を用い、国民生活の安定と社会福利の増進とに力を盡して来たことについては深く満足に思ふ⁸」とともに、今後とも「斯業の運営に努力し、以て平和国家の建設に寄与することを切望する」。同年五月、全国児童福祉大会に出席した皇后も、「新憲法が実施された此の門出に当って、これからの日本が子供たちにとって、本当に幸福な国になることが大切であると、心から思います⁹」と述べる。しかし、国内的には批判の声ひとつ聞くことのなかったこうした行為が、外国人記者から見ると、それが政治的なセレモニーであることを示す実態が見えている。即ち、「今や宮廷の中の、また宮廷をとりまく抜け目のない老人たちは、新しい神話を製作しつつある。国民の福祉に熱心な関心をもつ民主的な君主に関する神話¹⁰」を作ろうとしているという。天皇制の維持、存続と、その慈惠的性格を確保しようとする意図から、「福祉に積極的」な天皇像を作り上げようとする動きについて、国内的な批判が当時、ほとんど皆無に等しかったことは驚くべきことである。つまり批判的視点よりも、「象徴天皇制が今後社会事業君主の側面を強めるとすると、皇族と諸団体とを結ぶ糸は、ますます太くなり、それが単なる糸ではなくて、『社会の安定』のためのイデオロギーを注入するためのパ

イブに変わる」^⑪可能性を期待する声が極めて多かったことを、我われはどのように考えたらよいのか。

高松宮宣仁の場合

高松宮は昭和天皇の弟宮として戦前は海軍に軍籍を置く皇族であった。太平洋戦争の末期、陸軍が徹底抗戦を主張した時、和平の途をさぐり、外交交渉の機会を求めたことが、戦後になって関係者の口から伝わった。こうした動きと無関係とは思われないが、戦後いち早く天皇制慈恵を支える活動を始め、貞明皇太后の意志を継ぎ、あるいは旧有栖川宮家に関わる慈恵事業を継承するなど、その積極的な行動は皇族のなかでもひときわ目立つ存在となった。戦争末期、相次ぐ空襲により戦禍が拡がるなか、昭和二〇年四月二一日、恩賜財団戦災援護会が設立され、高松宮は総裁に就任、これは福祉と関わる最初の経験になった。戦後は早速、赤い羽根中央共同募金委員会（注）の総裁に就任したが、こちらはGHQの指示で辞任を余儀なくされた。その一方、戦後一貫して恩賜財団済生会の育成に力を注いだことからわかるように、皇族の先頭を切って社会福祉との結びつきを深めることに努めた。敗戦の年、昭和二〇年一月八日ラジオ放送を通じて国民に対し、次の様な呼びかけを行なっている。

一千万に上る戦災者、四百万に近い引揚同胞に対して、心から温い手をさしのべ、援護の実を挙げるよう一層の協力を致されたい。それは同胞愛によって、新しき日本を築き上げる唯一の途である。新日本の建設はこの同胞愛と四海皆兄弟という仁義博愛の精神によって初めて礎が据えられるのである。^⑫

貞明皇太后は皇后時代からハンセン病患者に対し、格別な思いをもって救恤、慈惠的態度を示し続け、その逝去後は、高松宮が遺志を継ぐことになった。昭和二年二月二四日、都下多磨全生園の創立記念式典に出席したことを皮切りに、二七年六月財団法人藤楓協会が設立されると、戦前の癩予防協会の事業を引き継いで総裁に就任した。ハンセン病療養所の慰問、視察回数是他の皇族と比べて格段に多い。その他福祉活動全般に広く関わり、その印象は辛口の評論家として知られた大宅壮一をして次の様に言わしめた。

高松宮夫妻が一番熱心に行っているのは、戦災者、引揚者、遺家族などの援護事業である。二一年には芝高輪の邸内の一部を改造してミシン台をもうけ、遺家族の授産場に開放したが、この方はうまくいかなかったようだ。(中略)また東京で行った「一日里親」計画に賛同して、一五人ばかりの孤児を自邸に招き、いっしょに踊ったり、ハーモニカを吹いたりして楽しい一日を送った。¹³⁾

秩父宮亡き後の年長皇族として、天皇家を支える姿勢を貫き、昭和四八年沖繩訪問した折の経験を皇太子、明仁に教示するなど、「皇太子殿下を始め、若い皇族さまに皇室の在り方や慈善事業に対する理解ということについてお教えする」¹⁴⁾役割を担い、個人としても前述以外では昭和二七年一〇月、財団法人精神衛生普及会の設立にともない総裁に就任する等、各種団体の育成に心がけた。ちなみに最晩年の昭和六一年一月、既に深刻な病状を押し、済生会の全国支部長会議に出席、「お言葉」を残している。

済生会が創立以来一貫して果してきた役割は、医療にめぐまれない人びとに援助の手を差し延べることであったが、近年はこれに医療を背景とした福祉活動が加わっている。国の医療、福祉政策が財政のいきづまりから後退を余儀なくされている今こそ、済生会の真価が問われているのである。⁽¹⁵⁾

翌六二年二月に逝去、この時本人の遺志にもとづいて同年五月二八日、済生会高松宮記念基金を定め、遺贈金と寄付金を財源として「生計困難者等への無料、低額診療」に途を開いた。高松宮が社会福祉の現場と親しい関係でつながっている風景を二つほど紹介しておく。ひとつはその振る舞いについて、「宮様あたりの御親切の御体験というものは、これは一生涯忘れられません。ですから、今後の社会事業を発展させるということのために、どうしても宮様のようなお方がああい御態度で皆の者に会って頂くといいようなことが、これが一番の力だと思えます」。⁽¹⁶⁾もうひとつは昭和三二年一二月、都内の児童福祉施設を訪問した時の風景、「殿下がお着きになると同時に、新築落成のテープを切る用意をして居たのであるが、殿下はお着きになると、僕が切つてあげると仰せられて、はさみをお取りになりテープを切つて下さった」。⁽¹⁷⁾

三笠宮崇仁の場合

高松宮には見られなかったことだが、三笠宮は政治的発言を行なうことが再三あった。昭和二年六月八日、枢密院本会議における新憲法案に関する議論のなかで、皇族として自らの見解を発表している。それは米ソの冷戦対立が始まってまもなくの頃。日本がとるべき方針について、「局外中立の立場を保持して米ソ両国間の摩擦

防止の役に当たり、もって世界平和に貢献する」というものである。あるいは天皇制について、「今後においては、国民に対し天皇がすぐれた政治的手腕を発揮される」ように望み、とりわけ社会福祉に関して、国家が行なう「社会事業によって物質的利益を与えられねば、だんだんありがたみが薄れて、ひいては天皇制の問題にも影響する」¹⁸ことに危惧の念を表明した。更に「社会事業の貧弱な日本については、皇室財産を豊富にしてこれに充てること」の必要性に言及した、つまり天皇制慈惠の制度化を肯定する発言を残したのである。こうした一連の政治的発言に対して、GHQ、ならびに革新的な政治勢力は一樣に警戒の眼差しを向けた。その一方、高松宮ほどではないが被災者の慰問、福祉施設の視察もしばしば行なっている。だがやがて、古代オリエント学の学究生活に進み、概してこの方面での庶民的「宮様」としての人氣が高かった。風景をひとつ。昭和二三年七月、北陸震災の直後、「天皇の名代として見舞い金をもって出かけたが、そのときは国民服に開襟シャツ、パナマ帽をかむり、三等車に普通の旅客に混って乗りこんでいたので、出迎えた役人たちはひどく驚き、かつ感激した」¹⁹。皇室の民主化に最も積極的な発言をしたり、天皇制慈惠を結びつけようとしたり、自由でフランクな態度は、「いままで皇族は、人の前で威厳ぶった態度をとることばかり気にするように教え込まれていたので、型にはまった人間ばかりが出来あがってしまう」²⁰のは好ましくない。今後はこうした権威主義を払拭しなければならぬ。自身が記した「わが思い出の記」には、「終戦後、かなりしばしば顔を出してみた」福祉の現場について、「すぐにぶつかるのが政治の貧困ということ」であり、「ここに皇族の立場でできることの限界が示されており、誰にも相談できない悩みを背負う」。

皇族は選挙権も持たないし、いわんや政治的活動をしてはいけないことになっている。政治活動をするためには皇籍離脱という問題と対決せねばならぬ。皇籍離脱をしても社会事業に専心すべきだろうかということは、わたくしにとってはじつに重大な問題であった。

皇太子明仁・美智子妃の場合

樺山紘一は平成一四年、「いまの天皇は皇太子時代から環境問題や福祉の問題について、積極的に発言しています⁽²¹⁾」と指摘、「国民的に相互に共有できる価値に対してコミットをする」姿勢は十分に注目されてよいという。いつ頃からそうした特徴を見せるようになったのか不明な点もあり、また環境や福祉問題発言には政治的な性格が付いて回り、時に微妙な態度をかいま見せつつも、結婚を境として夫妻は明らかに、その積極性を示し始めた。まず、皇室と国民の関係からみるなら、「皇太子の結婚式は、テレビで大いに日本人全体の注意を引いて、皇太子が皇族、旧華族外から嫁をもらったということが、国民大衆と皇室との結びつきを強める役割を果たした⁽²²⁾」ことは周知のとおり。成婚に際し、二人は「お祝いの品はいただかなくとも結構だから、なんとかさういう気持ちを寄せ合って、子供のための施設でもできたら⁽²³⁾」嬉しいという談話を発表した。この思いは「社会福祉事業の基金」創設、あるいは「肢体不自由児施設や原爆被災者対策施設、小児総合病院」の設立といった諸案が検討され、二人の思いは期せずして社会福祉に向かう⁽²⁴⁾。結論として、内閣は「ご結婚のお祝い金一〇〇万円のうち、映写機を買ったり、四九万五、〇〇〇円をお二人のご意志をくんで児童福祉関係に使ってもらうために厚生省に渡した⁽²⁵⁾」。こうした意向は基本的に天皇制慈恵に添うもので、とりたてて従来の皇室観を変えるものではなかったが、その

象徴天皇制とその慈惠的性格について

積極的なコミットの仕方には注目すべき点が多い。夫妻がかいま見せた慈惠の様子を、昭和四三年七月、国立ハ
ンセン病療養所奄美和光園の訪問から確認しておこう。

殿下は決して高いところから患者さんを見下すようなことはなされない。患者さんと同じ床の上でよろし
いとの事、お履物も脱いで皆と同じようにスリッパに履き替えられるのでその準備もしておくようにとのこ
とであった。⁽²⁶⁾

平成天皇・皇后の場合

今上天皇は平成元年一月九日、皇位継承にあたり、朝見の儀に際して「皆さんとともに日本国憲法を守り、こ
れに従って責務を果たすことを誓い、国連の一層の進展と世界の平和、人類の福祉の増進を切に希望してやみま
せん」という談話を発表した。ここにはからずも「福祉」が登場、憲法の遵守と並んで強調される。皇太子時代
に、憲法問題について所感を発表、護憲論の立場を表明、当然といえばそのとおりだが、憲法改正が国論を二分
するなかでの発言である。天皇は戦後民主化のなかで育ち、マッカーサーの同意を得てヴァイニング夫人から受
けた教育は、「日本に対して新しい動的な関係をもつようになったアメリカ的な民主主義の思想と実践とを、皇
太子殿下その他の生徒たちに教える」⁽²⁷⁾ものであった。皇太子自身の言葉でいえば、「ここで学んだことこそ、「皇
室は常に受動的なものであり、憲法にもある通り国民の総意が一番大切なのだ」⁽²⁸⁾という確信である。従って「明
仁天皇の憲法観は護憲派に属する」⁽²⁹⁾という意見も、うべなるかな。ここから更に、「平成流」と呼ばれる皇室像が

形を整えるようになったのは、それほど後のことではない。その特徴を朝日新聞（平成十一年四月九日）は社説で次の様に説明する。

自らの悲しみの記憶は、弱い人々への思いをより深くしたに違いない。平和への思いと弱者へのいたわりを、両陛下はその時々言葉や行動で刻み続けてきた。それこそが憲法の理念を体現してきたように映る。⁽³⁰⁾

天皇と並んで美智子皇后の存在が注目されると、ケネス・ルオフは「現代の皇室の特徴は、とりわけ皇后の公的役割が拡大した」⁽³¹⁾点を強調、吉田裕も同様の指摘を行なっているが、こちらはジェンダー的視点も加わった皇后論である。即ち、「統計によると、『平成』になってから、まず皇后の単独行啓が非常に増えているのと、天皇と皇后が二人、夫妻で行く行幸啓がすごく増えている。皇后の役割が非常に増えているという面があつて、在位一〇年記念式典のときに、初めて民間代表の挨拶を入れたのですが、二人とも女性です」⁽³²⁾と述べた。福祉施設を視察した際の態度も「平成流」であり、「ベッドのそばに身をかがめてお話しになるし、幼稚園へ行けば園児たちに飛びつかれたり、だっこしてあげたりすることもある」⁽³³⁾風景など皇后の存在なしには考えられない。平成七年一月、阪神淡路大震災が起り、被災地見舞いに積極的な姿勢を示したが、それはおおよそ「威厳に満ちた」天皇でなく、身近かな「親しみ」やすさが二人に近づく被災者一同に感得される、そういう雰囲気のもとで実施されたものである。

多くの国民、とりわけ阪神大震災の被災者たちは、二人が彼らを気遣っている様子を見て涙した。例えば、皇后は車椅子に乗った老人男性の手が毛布からはみ出しているのを見て、手が寒くないように毛布をかけてやった。現在の天皇と皇后の下でいくら皇室が大衆化され、国民化されたとはいえ、二人のもたらす象徴的な影響力は少なくとも癒やしの役割においては、絶大なものがある。³⁴

年頭にあたり天皇が国民に語りかける、恒例の「お言葉」も、内容から判断すれば福祉に関する事柄が増え、平成一九年元旦には、豪雨禍に苦しむ人びとに向けて「互いに信頼し合って暮らせる社会を目指し、力を合わせていくよう、心から願っています」とあり、翌二〇年の元旦には、地震の被災者に寄せて、慰労の言葉とともに「厳しい冬を過ぎ、被災者の苦労が察せられます」。天皇は即位後一〇年目に四七都道府県全てを巡幸、国民体育大会のような恒例の公的行事出席ばかりでなく、精力的に社会福祉の現場に足を運んでいる。その一〇年目にあたる平成二一年一月一〇日、記者会見を行なって次のように述べた。

障害者や高齢者、災害を受けた人々、あるいは社会や人々のために尽している人々に心を寄せていくことは、私どもの大切な務めであると思います。福祉施設や災害の被災地を訪れているのもその気持ちからです。私どものできたことは活動という言葉で言い表すことはできないと思いますが、訪れた施設や被災地で会った人々と少しでも心を共にしようと呼びかけてきました。

皇太子徳仁・雅子妃の場合、その他

皇太子、同妃も天皇、皇后の慈恵に倣い、あるいは補佐する役割を担っている。平成流³⁵はどうかやら世代を超えて定着していく様相がみられる。しかし、現在の姿でそのまま踏襲されるとも思われず、「なにか変化が現われるとすれば、それは次の世代、すなわち皇太子夫妻の時代になったときでしよう³⁵」とも言われる。原武史は、皇室に対する比較的若い世代の無関心ぶりをとり上げ、その変化を促すためには「ドラスティックな改革が必要です」と指摘、その中核となるのが、そして「皇太子夫妻がすべきなのは『救済』³⁶だと思います」と述べ、この天皇制研究者も社会福祉に注目する。かくの如く、皇室と社会福祉のつながりを強化することに、今後の方向性を認めようとする識者は少なくない。平成二三年三月、東日本大震災が発生すると、規模の大きさ、被害の甚大さからみて当然ながら、皇室は総力をあげて被災地を訪れ、視察、慰問、激励を繰り返した。皇太子夫妻もその担い手となり、例を挙げるなら、平成二三年七月二七日の朝日新聞は次の様な記事を紹介している。

皇太子ご夫妻は二六日、福島県を訪れ、八月末まで閉鎖が決まった郡山市の避難所「ビッグパレットふくしま」で約二五〇人の被災者を見舞った。同市南一丁目の仮設住宅も視察し、人々を激励した。皇太子ご夫妻の福島県お見舞いは初めて。

その後も岩手県大船渡市をはじめ各地を視察、慰問して回り、現在に至る。弟宮、秋篠宮、紀子妃夫妻もこれに準じた働きを示し、平成二一年七月二〇日、岩手宮城内陸地震の被災地を訪れ、「紀子さまの手を握って離さ

ないお年寄りや、車椅子から立ち上って謝意を表わそうとする被災者の姿が印象的だった」という。国民体育大会といえ、かつては天皇ひとりの臨席によって開会式が催されたが、やがて皇后も加わり、更に開会中他の皇族が参観することも珍しくなくなった⁽³⁸⁾。例えば平成二一年九月開催の第六三回国民体育大会（大分県）には競技期間中、常陸宮夫妻、三笠宮瑤子内親王、秋篠宮夫妻、高円宮紀久子妃の順で同県下を訪れている。さて、最後にもう一人の皇族を紹介しておきたい。その人の名は三笠宮寛仁。「宮内庁要覧」の記述によれば、「身体障害者の福祉活動に取り組んでおられる。殿下は身体障害者のスキーを自ら指導、あるいは指導者を養成する等、身体障害者がスポーツに親しめるよう、地道な実践活動が続けておられる⁽³⁹⁾」。彼は他の皇族には見られないことだが、昭和五七年四月「このほど『身障者問題など社会活動に専念したい』との理由から、皇籍離脱の希望を宮内庁に申し出られた」。具体的な契機として、「軽度の人たちは自立ホームに入居できるけれど、脳性麻痺や筋ジストロフィーの人たちは入れなかった。われわれは政治家に働きかけました⁽⁴⁰⁾」という。この体験は、皇族の立場で政治的、社会的活動は出来ないなら皇籍を離れることもやむを得ないという。あるいは自身、「僕は福祉をやっている」、「いろんな角度から総合的に見る⁽⁴¹⁾」ことの必要性を学んだ。まさに天皇制慈恵が持つ特質、そしてその限界に気づいたのである。

註

(1) 小野昇「天皇陛下と戦争未亡人」、「母」、第一巻五号、一九四九年一〇月、一五―一六頁。

- (2) ハーバート・ビックス（吉田裕監訳）『昭和天皇』、下巻、講談社、二〇〇二年、二二二頁。
- (3) ハーバート・ビックス、前掲書、二四六頁。
- (4) 樺山紘一他「天皇と王権を考える」、『図書』、二〇〇二年六月、七〇八頁。
- (5) 例えば角田猛之による、「戦後日本社会における天皇の求心力の健在という事実をどのように理解し、評価すべきか」という問題は、民主主義の活性化という観点から考察するだけで、果して十分なのか（中略）、求心力を生み出しているのは、草の根に浸透する天皇への親愛の情なのである」（『関西大学法学論集』、第五六卷二・三号、二〇〇六年十一月、三八七頁）という指摘からも、このような変化は了解できる。
- (6) 『朝日新聞』、一九七五年一月二七日付。
- (7) E・H・ノーマン（加藤周一監訳）『日本占領の記録』、人文書院、一九九七年、二七六頁。
- (8) 『社会事業』第三〇巻一、二号、一九四七年一月、一頁。
- (9) 『社会事業』第三〇巻六・七号、一九四七年七月、二頁。
- (10) マーク・ゲイン（井本威夫訳）『ニッポン日記』、筑摩書房、一九六三年、一三三頁。
- (11) 佐々木隆爾『現代天皇制の起源と機能』、明石出版、一九九〇年一〇月、一八七頁。
- (12) 『高松宮宣仁親王』同伝記刊行委員会、朝日新聞社、一九九一年、四六一頁。
- (13) 『大宅壮一全集』、第二三巻、蒼洋社、一九八二年、三四一頁。
- (14) 『高松宮宣仁親王をお偲びして』（藤楓協会、一九八八年、一一五頁）における葛西嘉資の発言。
- (15) 『済生』、第八四八号、二〇〇〇年二月、一六頁。
- (16) 『社会事業』、第三六巻一、二号、一九五三年二月、六七頁。
- (17) 鵜飼俊成『社会事業と私』、同善会、一九六九年三月、二二〇頁。
- (18) 『新憲法案三笠宮発言の記録』、『朝日新聞』、一九九四年七月三〇日付。
- (19) 『大宅壮一全集』、第二三巻、蒼洋社、一九八二年。三四五〜三四六頁。
- (20) 『新夕刊』、一九四九年一月一日付を参照。

象徴天皇制とその慈恵的性格について

象徴天皇制とその慈恵的性格について

- (21) 樺山紘一他「天皇と王権を考える」、『凶書』、二〇〇二年六月、九頁。
- (22) 鶴見俊輔『戦後日本の大衆文化史』、岩波書店、一九八四年、一二二頁。
- (23) 『朝日新聞』、一九五九年三月二四日付。
- (24) 『朝日新聞』、一九五九年四月三日付。
- (25) 『朝日新聞』、一九五九年四月七日付。
- (26) 『皇太子殿下、同妃殿下行啓記念誌』、国立療養所奄美和光園、一九六九年三月、一頁。
- (27) ヴァイニング「皇太子の窓」、『文藝春秋』、一九五三年、七四頁。
- (28) 『朝日新聞』、一九七二年二月二三日付。
- (29) 後藤致人「象徴天皇制と戦後社会」、『歴史評論』、第六七〇号、二〇〇六年二月、四九頁。
- (30) 『朝日新聞』、二〇〇九年四月九日付。
- (31) ケネス・ルオフ（木村剛久訳）「平成皇室の『象徴力』とその危機」、『世界』、二〇〇九年六月、一六二頁。
- (32) 『年報近代日本研究』、第二〇号、一九九八年、四四頁。
- (33) 『週刊朝日』、二〇〇三年一月一四日号、一七七頁。
- (34) ケネス・ルオフ、前掲書、三三三頁。
- (35) 原武史「皇太子一家『新しい神話づくり』の始まり」、『現代』、二〇〇八年五月、四三頁。
- (36) 原武史、前掲書、四八頁。
- (37) 井上茂男「皇室ダイアリー」、中央公論新社、二〇〇九年、二七六頁。
- (38) 『宮内庁要覧』（昭和六一年版）によると、皇太子夫妻は一月、鳥取県で開催された第二回全国身体障害者スポーツ大会に出席、同月再び大分県で開催された第五回大分国際車椅子マラソン大会に出席している。
- (39) 『宮内庁要覧』、昭和六一年版、宮内庁、一九八六年、二七頁。
- (40) 三笠宮寛仁親王他『皇族の「公」と「私」』、PHP研究所、二〇〇九年、一二七頁。
- (41) 三笠宮寛仁「我が国の福祉と考古学」、『世界と議会』、二〇〇七年二月、一〇～一四頁。

むすびにかえて

基本的な問いかけとして、戦後なぜ天皇制が残り、天皇に象徴としての権威が付与され、そのもとで大きな政治的、文化的影響力を保ち続けながら、今日に至ったのであろうか。それを可能にした原因、理由とは何であらうか。戦後天皇制に言及しようとするれば、この問いはテーマの如何にかかわらず、避けて通ることができない。確かに帝国憲法下における神権天皇制は、戦後、象徴天皇制に代ることで、天皇自身にとってはどうであれ、天皇制は大きく様変わり、大幅な転換が認められた。戦前との断絶面も大きい。かくして新たな天皇制、天皇像が模索された。やがて国民の目で見つた「天皇と民衆の間で默契」^①が成立、その内容はまず第一に、昭和二十一年一月の詔書を通じて天皇は自身の「神格」を否定、人間宣言を行なったこと。その結果、「朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼トニ依リテ結バレ」^②ることを通じて、人としての天皇と国民は信頼関係、さらには慈恵が醸成された。次に指摘されることは、「神権天皇制から象徴天皇制への〈断絶性と連続性〉、とりわけ制度や規範の背後に潜在もしくは顕在し、それら制度や規範を支えている価値的、理念的、そして意識的側面に焦点を合わせ」^③て検討する必要性である。「制度や規範を支え」^④つつ、そこで国民的合意をもたらしたものはそもそも何であつたか。

戦前政党政治期の天皇制への復帰と、その維持を念願とする、天皇を頂点とする旧勢力と、軍国主義、非民主主義の根源としての天皇制の廃止を求める国際民主世論と、非軍事化、民主化の国際的公約を天皇制を

利用して円滑に遂行しようとするGHQと、以上三者の妥協の産物であつた。⁽³⁾

政治的妥協の産物として象徴天皇制が成立したということには、原理的な天皇制批判の起こらなかったことがついて回る。それは、世代を超えて継承され、この「継承」の過程は戦前と戦後の連続性的特徴と結びつくことによって、天皇制の内実によく反映した。つまり、「大衆が天皇制を単に政治機構として承認するというだけでなく、もっと積極的に天皇に自分の心情をゆだねる、天皇を擬似宗教的な信仰の対象とする、という仕方では、⁽⁴⁾制に加担していた」思想状況、つまり戦後天皇制を消極的に認めるだけでなく、より積極的な天皇制、天皇像を形成することに加担することにもなったといわれる。それは国民の九割に近い大多数が天皇制、および現在の天皇像に肯定的な意見を持つていることの、その深い内実を示すものである。やがて、それは「わがうちなる天皇制」となって受肉化し、特殊内閉化した天皇制関係の醸成へと向かう。それを鶴見俊輔は自己完結した天皇制と呼ぶ。

天皇は日本人の自己完結性の象徴です。その自己完結性は鎖国性ということと同じですが、それは天皇信仰をつくったといえますし、またこの鎖国性を天皇信仰が保つ役割も果しているということもいえます。この意味では、日本人の鎖国性が残る限り、天皇信仰もまたなにかの形で残るであろうというふうに考えられます。⁽⁵⁾

天皇制はこのようにして、国民が自己のアイデンティティを確保するうえで無くてはならないものとなり、日本人の内面に深く定着した。とりわけ鶴見によると、「日本人の美的比喩による正常化、私的、国民的感情による正当化とじつにしっかりと結びついている」ものになったという。象徴天皇制における「象徴」の内容理解は一片の法律文書によって確定するわけではなく、広く文化的な生活規範エトノスと結びついて実態化するのであり、維持、存続するのだということ。この問題を園部逸夫は「皇室のあり方として国民とともにある皇室という理念は、皇室の伝統でもあり、またそうした理念の下で皇室と国民が一体となっているという姿を象徴天皇制は想定している」と解説する。この「想定」はあくまでもイデオロギーとして掲げたひとつの保守主義者の思想であって、今日、国民の生活に規範化したエトノスになっているわけではない。しかし、天皇制慈恵主義はこのエトノスとしての市民権を獲得すべく、様々な形をとって国民の生活心情に食い込もうとしている。その観点からみると「機構としての天皇制だけじゃなくて、あらゆる規範を融解させる機能を果すような態度、そういう態度をなくすべきじゃないか」という藤田省三によるかつての指摘は天皇制批判の核心を衝いていた。改めていうことでもないが、今日天皇制における象徴概念は規範として実態化しつつあることは注目すべき事実であり、その動きは天皇の「元首」化論議を振り返れば、容易に分かることである。一国を代表する元首は、代表と「される」者と、代表と「する」者との間で契約的な合意形成がなされてはじめて成立する概念であろう。従って代表と「する」者の存在、ならびに「する」意思がなくてはならない。それも時間的、空間的に実在する、つまり歴史的事態を持つことによって、初めて成立するものである。現在の天皇は外交上の処置としてだけ「元首」としての扱いを受けており、実態として国家元首となつたわけではない。ところが、である。象徴天皇制の象徴概念はこの実態

化を可能にする性格をそのなかに抱いているのである。象徴、すなわちシンボルとは元首にも成り得る可能性を秘めている。その点について、福田歓一は次の様に言及する。

日本の象徴天皇制は憲法の条文で保障されているだけであって、事実的にはそれが象徴すべき社会体制は不在なのです。その支持者の本音、あるいは思考様式はほとんど神権天皇制の延長か、復活かの域を出ていません。⁽⁸⁾

象徴天皇制の「象徴」が実態化していない今日、この概念は「神権」をいまだ脱していないというべきであり、換言すれば、「神聖化と伝統化を作為的に再生産し続けなければならないという二重思考的矛盾のなかに今日の天皇制は置かれている」⁽⁹⁾と見なければならぬ。そして、この矛盾を解いた後に、はじめて天皇として象徴に値いする振る舞いとは何かが問われ、かつ応えられることになる。そこにおいてこそ天皇制慈惠主義は実像が明らかにされる筈である。戦後、GHQが天皇制の改編を試みた時、そのねらいはあくまでも軍国主義を正統化する神権天皇制の打倒にあった。そのために天皇を最大限無力、無能な「象徴」とすることにねらいを置いた。ジョン・ダワーが観察した戦後日本の天皇制は非政治的であることと、慈惠的であることを自己同定したうえでシンボル操作を行なった。結果的に国内は政治的に落ち着き、国民は敗戦の痛手に打ちひしがれるなかで、ようやくそのアイデンティティを確保できた。しかし、このような無害、有効とみられる君主制の出現は「実にいろいろな解釈の余地が存在するヌエのようなもの」⁽¹⁰⁾であって、今日も依然としてその問題性を投げかけていることに変

わりはない。

註

- (1) 安田常雄「象徴天皇制と民衆意識」、『歴史学研究』、第六二二号、一九九一年を参照。
- (2) 角田猛之「神権天皇制と象徴天皇制における〈制度的断絶性と意識的連続性〉」、『関西大学法学論集』、第五六卷二・三号、二〇〇六年一月、三五九頁。
- (3) 松尾尊兌「象徴天皇制の成立についての覚書」、『思想』、一九九〇年四月、二六頁。
- (4) 菅孝行編『叢論日本天皇制』、上巻、柘植書房、一九八七年、二〇七頁。
- (5) 鶴見俊輔「戦後日本の大衆文化史」、岩波書店、一九八四年、二〇五頁。
- (6) 鶴見俊輔『哲学論』、創文社、一九五三年、一九四～一九五頁。
- (7) 藤田省三、掛川トミ子「現段階の天皇制問題」、『思想の科学』、一九六二年四月、一五頁。
- (8) 福田欽一「二十世紀における君主制の運命」、『思想の科学』、一九六二年九月、四二頁。
- (9) 栗原彬「天皇制」、『大衆文化事典』、弘文堂、五三七頁。
- (10) 土肥昭夫「歴史の証言」、教文館、二〇〇四年、一九九頁。